# 〇地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

### (傍線部分は改正部分)

改正案	現
第七条の三の二 削除	条の四第三項に規定する公社債の利子とする。 第七条の三の二 法第二十三条第一項第十四号イに規定する政令で定める (法第二十三条第一項第十四号イに規定する政令で定める
(二以上の納税義務者がある場合の控除対象配偶者の所属)	(二以上の納税義務者がある場合の控除対象配偶者の所属)
第七条の三の三 略	第七条の三の三 略
2 略	2 略
(収益事業の範囲)	(収益事業の範囲)
第七条の四 法第二十四条第四項から第六項まで、第二十五条第一項ただ	第七条の四 法第二十四条第四項から第六項まで、第二十五条第一項ただ
し書及び第二項ただし書並びに第五十二条第一項の表の第一号	し書及び第二項ただし書、第五十二条第一項の表の第一号並びに第五十
の収益事業は、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十	三条第二十七項の収益事業は、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十
七号)第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるもの	七号)第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるもの
とする。ただし、当該事業のうち社会福祉法人、更生保護法人、学校法	とする。ただし、当該事業のうち社会福祉法人、更生保護法人、学校法
人又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項	人又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項
の法人が行う事業でその所得の金額の百分の九十以上の金額を当該法人	の法人が行う事業でその所得の金額の百分の九十以上の金額を当該法人

てているもの(その所得の金額がなく当該経営に充てていないものを含各種学校の経営(法人税法施行令第五条に規定する事業を除く。)に充が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立

## (法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等)

)を含まないものとする。

各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。子等の支払に関連を有する事務を含む。)で政令で定めるものは、次の第七条の四の二 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務(利

四号並びに次項第二号及び第二号の二・・・・に掲げる利子を除く。二・所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金の利子(次号及び第

) 当該利子の支払の事務

三| 略

> む。)を含まないものとする。 てているもの(その所得の金額がなく当該経営に充てていないものを含各種学校の経営(法人税法施行令第五条に規定する事業を除く。)に充が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立

## (法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等)

第二項の規定による登録における元利金の支払場所で行われる事務) 各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。 国債の利子のうち日本銀行の本店又は支店において直接支払われるもの 当該利子の支払の事務(当該利子のうち登録国債に係るものにでいては、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第二条 ついては、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第二条 (利 国債の規定による登録における元利金の支払場所で行われる事務(利 国債の規定による登録における元利金の支払場所で行われる事務(利 国債の規定による登録における元利金の支払場所で行われる事務(利 国債の規定による登録における元利金の支払場所で行われる事務(利 国債の規定による登録における元利金の支払場所で行われる事務)

て直接支払われるもの 当該利子の支払の事務社債を発行する者の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおい\_\_\_のうち当該公\_\_\_\_

この号及び次項第二号において「公社債」という。

所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債

) の利子 —

以下

四号の二並びに次項第二号の二及び第二号の三に掲げる利子を除く。三 所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金の利子(次号及び第

) 当該利子の支払の事務

四|

七

鸣

の支払の事務配 (次項第二号の三に掲げる収益の分配を除く。) 当該収益の分配五 所得税法第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託の収益の分

兀

略

大 所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託(次項第六 所得税法第二条第一項第十五号に規定する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十一項に規定する公社債力。)のりち投資信託」という。)の収益の分配 (租税特別 三号において「公社債投資信託」という。)の収益の分配 (租税特別 る投資信託委託会社(投資信託の分配)(租税特別 1000円 1000円

ずるものにおいて直接支払われるもの 当該収益の分配の支払の事務 及び第八号において同じ。)の営業所、事務所その他これらに準

### 四の二略

五 所得税法第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託の収益の

当該収益の分配

分

の支払の事務

配

所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託(次項第

三号において「公社債投資信託」という。

の収益の分配

六

七 資信託 ずるものにおいて直接支払われるもの 四号及び第八号において同じ。)の営業所、 るものにおいて直接支払われるもの 十二号並びに次項第四号及び第八号において「委託者非指図型投資信 営む同項に規定する金融機関を含む。 である信託会社 関する法律第一 る投資信託委託会社をいう。次号及び第十二号並びに次項第三号、 する法律 (年法律第四十三号) の受託信託会社」 の収益の分配のうち投資信託委託会社又は投資信託及び投資法人に 所得税法第二条第一 (次項第四号において「公募公社債等運用投資信託」という。 (昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十一項に規定す 一条第二 のうち投資信託委託会社 (金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 という。 一項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者 により同法第 項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投 の営業所 条第 当該収益の分配の支払の事務 第十二号において同じ。 当該収益の分配の支払の事務 (投資信託及び投資法人に関 事務所その他これらに準ず 項に規定する信託業務を 事務所その他これらに準 (昭和十 第

八 同じ。 他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する 二号若しくは第三号に掲げる給付補塡金 七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、 げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。 定により同項第一 七十条第 なされる金額に相当する部分に限る。 同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみ 掲げる利子、 定による支払 る給付補塡金 支払の事務 分に限る。 預金保険法 )又は同法第七十条第二項ただし書の規定による支払 一項の規定による買取りの対価 同項第二号若しくは同項第三号に掲げる給付補塡 次項において同じ。 (同法第五十八条の二第一項の規定により同項第一号に (昭和四十六年法律第三十四号) 第五十三条第一 号に掲げる利子、 同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲 )のうち預金保険機構の事務所その 同項第二号若しくは第三号に掲げ 次項において同じ。)、同法第 (同法第七十三条第一 同項第四号に掲げる収益 当該対価又は支払 次項において (同法第 同項第 項の規 項の規 金

九 十条第 される金額に相当する部分に限る。 項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみな より同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補塡金 Ŧ. 十五条第一項の規定による支払 農水産業協同組合貯金保険法 一項の規定による買取りの対価 (同法第六十条の) (昭和四十八年法律第五十三号) 第 次項において同じ。)、同法第七 (同法第七十三条第一項の規定 第一 項の規定に 同

### 九削除

+

掲げる利子、 他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの 部分に限る。 二号若しくは第三号に掲げる給付補てん金、 の支払の事務 の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する 七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、 同じ。)又は同法第七十条第二項ただし書の規定による支払 げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。 る給付補てん金、 定により同項第一号に掲げる利子、 七十条第一項の規定による買取りの対価 なされる金額に相当する部分に限る。 同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみ 定による支払 預金保険法 次項において同じ。 同項第二号若しくは同項第三号に掲げる給付補てん金 (同法第五十八条の二第一項の規定により同項第一号に (昭和四十六年法律第三十四号) 第五十三条第 同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲 )のうち預金保険機構の事務所その 同項第二号若しくは第三号に掲げ 次項において同じ。)、 (同法第七十三条第一 同項第四号に掲げる収 当該対価又は支払 次項において 一項 (同 同法第 同項第 項 法第 の規 の規

五十五条第一項の規定による支払 十条第一項の規定による買取りの対価 される金額に相当する部分に限る。 項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみな より同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金 農水産業協同組合貯金保険法 (昭和四十八年法律第五十三号) 次項において同じ。)、 (同法第六十条の) (同法第七十三条第一 第一 項の規定に 項の規定 同法第七 同 第 + 略

十三

略

四十三 補塡金 払の事務 いて 他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの に規定する特定目的信託の受託者である信託会社 資産の流動化に関する法律 において 規定する金融機関を含む。 会社 第二条第一 う。) のうち投資信託委託会社、 子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。 規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付 第七十条第二項ただし書の規定による支払 なされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。)又は同 同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみ により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補塡金 のうち農水産業協同組合貯金保険機構の事務所その他これに準ずる のにおいて直接支払われるもの 「特定目的信託の受託信託会社」という。)の営業所、 法第二十三条第一項第十四号ハに掲げる配当等 「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」とい 号) 一融機関の信託業務の兼営等に関する法律 「委託者非指図型投資信託の受託信託会社」 同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利 により 項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である信託 同 法第 条第 以下この号において同じ。 (平成十年法律第百五号) 第二条第十三項 投資信託及び投資法人に関する法律 項に規定する信託業務を営む 当該対価又は支払の支払の事務 (同法第七十三条第二項 次項において同じ。 (次項第八号におい (昭和十八年法律第 (次項第八号にお という。 当該配当等の支 事務所その (次項第八号 同 又は 頃に 0

+

会社 う。) のうち投資信託委託会社、 補てん金、 いて「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」とい ものにおいて直接支払われるもの 子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。 規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付 第七十条第二項ただし書の規定による支払 なされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。)又は 同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみ により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金、 のうち農水産業協同組合貯金保険機構の事務所その他これに準ずる 法第二十三条第一項第十四号ハに掲げる配当等 同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利 委託者非指図型投資信託の受託信託 当該対価又は支払の支払の事務 (同法第七十三条第二項 次項において同じ。 (次項第八号にお 同  $\mathcal{O}$ 

払の事務 他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの て に規定する特定目的信託の受託者である信託会社 資産の流動化に関する法律 「特定目的信託の受託信託会社」という。 (平成十年法律第百五号) )の営業所、 (次項第八号におい 第二条第十三項 当該配当等の支 事務所その

又は

―、利息、利益又は差益 当該給付補塡金 、利息、利益又は差益の十二 所得税法第百七十四条第三号から第七号までに掲げる給付補塡金

### 十三略

支払の事務

### 十四略

者である場合を含む。)とする。

おる者(当該各号に定める者が当該各号に掲げる利子等の支払を受けるので定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定と、法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いをする者で政令

金、利息、利益又は差益 当該給付補てん金、利息、利益又は差益の十四 所得税法第百七十四条第三号から第七号までに掲げる給付補てん

支払の事務

### 十六 十五 削除

### 十七

の利子の区分に応じ、次に定める者とする。 国債の利子(前項第一号に掲げる利子を除く。) 次に掲げる国債

規定する金融商品取引業者 種金融商品取引業を行う者に限る。 は金融商品取引法 第二条第二項の規定による登録において元利金の支払場所とされて 取引業者」 いる営業所、 登録国債の利子 という。) 事務所その他これらに準ずるものを有する金融機関又 (ロに掲げる利子を除く。 (昭和二十三年法律第二十五号) (同法第) 以下この項において 一十八条第 項に規定する第 国債に関する法律 第 一条第九項に 「金融商品

) する直近上位機関(以下この項において「直近上位機関」という。 する直近上位機関(以下この項において「直近上位機関」という。 の利子 当該利子の支払を受ける者に係る同法第二条第六項に規定 社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債

社債の利子の区分に応じ、次に定める者とする。 次に掲げる公一 公社債の利子(前項第一号に掲げる利子を除く。) 次に掲げる公

という。)

「は規定する直近上位機関(以下この項において「直近上位機関」で、大公社債の利子」当該利子の支払を受ける者に係る同法第二条第六の項において「振替口座簿」という。)に記載され、又は記録されの項において「振替口座簿」という。)に記載され、又は記録され

業者 う者に限る。 和二十三年法律第二十五号) 又は金融商品取引業者がある場合にあつては、 託を受けて当該利子の支払をする金融機関又は金融商品 (当該利子の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるも イの公社債以外の公社債の利子 同 法第 以下この項において 十八条第一 項に規定する第 第二条第九項に規定する金融商品取引 一金融商品取引業者」という。 当該公社債を発行する者から委 種金融商品取引業を行 当該金融機関又は 取引法 昭 金

略

融商品取引業者

第十五条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管法律第百一号。第四号 及び第十号において「機構法」という。)二の二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年

令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合にあつては、当該融商品取引業者(当該利子の支払の取次ぎをする金融機関で総務省へ イ及びロの国債以外の国債の利子 イに規定する金融機関又は金

金融機関又は金融商品取引業者)

社債の利子の区分に応じ、次に定める者とする。
二 公社債の利子(前項第二号に掲げる利子を除く。) 次に掲げる公

た公社債の利子(当該利子の支払を受ける者に係る直近上位機関)の項において「振替口座簿」という。)に記載され、又は記録され、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿(以下こ

託を受けて当該利子の支払をする金融機関又は金融商品取引業者(ローイの公社債以外の公社債の利子 当該公社債を発行する者から委

融商品取引業者)
――当該利子の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるも――当該利子の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるも

 $\mathcal{O}$ 

二の二略

第十五条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管法律第百一号。第四号の二及び第十号において「機構法」という。)二の三 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年

各号に掲げる郵便貯金をいう。次項第二号において同じ。)の利子化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項の委託を受けて郵便貯金銀行が管理する旧積立郵便貯金等(郵政民営理機構(第四号 及び第十号において「機構」という。)から業務

当該業務の委託を受けた郵便貯金銀行

二の三 振替口座簿に記載され、又は記録された所得税法第二条第一項

第十二号に規定する貸付信託の収益の分配

当該収益の分配の支払を受ける者に係る直近上位

### イ 略

定める者とする。

公社債投資信託の収益の分配

(前項第六号に掲げる収益の分配を除

次に掲げる公社債投資信託の収益の分配の区分に応じ、

次に

各号に掲げる郵便貯金をいう。次項第四号において同じ。)の利子化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項の委託を受けて郵便貯金銀行が管理する旧積立郵便貯金等(郵政民営理機構(第四号の二及び第十号において「機構」という。)から業務

当該業務の委託を受けた郵便貯金銀行

の分配を除く。) 当該収益の分配の支払を受ける者に係る直近上位第十二号に規定する貸付信託の収益の分配 前項第五号に掲げる収益二の四 振替口座簿に記載され、又は記録された所得税法第二条第一項

### 機関

定める者とする。 く。) 次に掲げる公社債投資信託の収益の分配の区分に応じ、次に二 公社債投資信託の収益の分配の区分に応じ、次に二 公社債投資信託の収益の分配(前項第六号に掲げる収益の分配を除

### イ 略

ロ イの公社債投資信託以外の公社債投資信託の収益の分配 投資信 (次号及び第八号において「登録金融機関」という。) (当該収関 (次号及び第八号において「登録金融機関」という。) (当該収益の分配の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又益の分配の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又 は金融商品取引業者がある場合にあつては、当該金融機関又は金融商品 は金融商品取引業者がある場合にあつては、当該金融機関又は金融商品 は金融商品取引業者)

配の区分に応じ、次に定める者とする。の分配を除く。) 次に掲げる公募公社債等運用投資信託の収益の分配 公募公社債等運用投資信託の収益の分配(前項第七号に掲げる収益

兀

Ŧī. る支払を除く。 預金保険法第五十三条第一項の規定による支払 略

六 項の規定により預金保険機構の業務の一部の委託を受けた日本銀行又 は同法第二条第一項に規定する金融機関 よる支払 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条第 (同号 に掲げる対価を除く。)又は同条第二項ただし書の規定に 同法第七十条第一項の規定による買取りの対価 に掲げる支払を除く。 一項の規定による支払 同法第三十五条第一 (前項第八号に掲 げ

六

よる買取りの対価 前 一項ただし書の規定による支払 の業務の一部の委託を受けた農水産業協同組合その他の金融機関 項第九号 同法第三十五条第一項の規定により農水産業協同組合貯金保険機 に掲げる支払を除く。)、同法第七十条第一項の規定に 同号 (同号 に掲げる対価を除く。)又は同条第 に掲げる支払を除く。

七

法第二十三条第一項第十四号ロに掲げる国外一般公社債等の利子等

七

イ 機関 託 の収 振替口座簿に記 益の分配 当該収益の分配の支払を受ける者に係る直近上位 載され、 又は記録された公募公社債等運用投資信

口 取引業者又は登録金融機関 にあつて 金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合 託信託会社から委託を受けて当該収益の分配の支払をする金融商品 収益の分配 イの公募公社債等運用投資信託以外の公募公社債等運用投資信 当該金融機関又は金融商品取引業者 投資信託委託会社又は委託者非指図型投資信託 (当該収益の分配の支払の取次ぎをする の受

四の二 略

Ŧī. 項の規定により預金保険機構の業務の一部の委託を受けた日本銀行又 前項第十号に掲げる対価を除く。)又は同条第二項ただし書の は同法第二条第一項に規定する金融機関 よる支払 る支払を除く。 預金保険法第五十三条第一項の規定による支払 (前項第十号に掲げる支払を除く。 )、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価 同法第三十五条第一 (前項第十号に掲 ジ規定に

構 よる買取りの対価 前項第十一号に掲げる支払を除く。)、同法第七十条第一項の規定に 一項ただし書の規定による支払(前項第十一号に掲げる支払を除く。 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条第 法第二十三条第一項第十四号ロに掲げる国外公社債等の利子等 の業務の一部の委託を受けた農水産業協同組合その他の金融機関 同法第三十五条第一項の規定により農水産業協同組合貯金保険機 (前項第十一号に掲げる対価を除く。) 又は同条第 項の規定による支払

に掲げる国外一般公社債等の利子等の区分に応じ、次に定める者とす(以下この号において「国外一般公社債等の利子等」という。) 次

る。

租税特別措置法第三条の三第一項に規定する支払の取扱者口がの国外一般公社債等の利子等以外の国外一般公社債等の利子等

係る配当等の区分に応じ、次に定める者とする。を除く。) 次に掲げる私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に号 に掲げる私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等、私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等(前項第十

イ及びロ 略

九及び十 略

令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に3 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いの事務のうち政

定める事務とする。

| 前項第二号 に掲げる利子 当該利子に係る預金の新たな預入の

申込みの受付の事務

二 前項第二号の二に掲げる利子 当該利子に係る旧積立郵便貯金等の

に掲げる国外公社債等の利子等 の区分に応じ、次に定める者とす(以下この号において「国外公社債等の利子等 」という。) 次

る。

租税特別措置法第三条の三第一項に規定する支払の取扱者口が国外公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等

係る配当等の区分に応じ、次に定める者とする。を除く。) 次に掲げる私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に二号に掲げる私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等八 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等(前項第十

イ及びロ 略

九及び十 略

による登録における元利金の支払場所で行われる事務 前項第一号イに掲げる利子 国債に関する法律第二条第二項の規定

申込みの受付の事務 | 一 前項第二号の二に掲げる利子 当該利子に係る預金の新たな預入の

三 前項第二号の三に掲げる利子 当該利子に係る旧積立郵便貯金等の

4 略 務

 $\equiv$ の請求の受付の事務を行う営業所、 命保険契約に基づく保険金若しくは満期保険金又は解約返戻金の支払 を除く。 現在高についての情報の管理に関する事務 前項第四号 及び第十号に掲げる差益 事務所その他これらに準ずるもの (利子の計算のためのも 当該差益に係る旧簡易生

兀 前三号に掲げる利子以外の利子等 利子等の支払の請求の受付の事

る地域において統轄する事務

(以下この号において「営業所等」という。) を当該営業所等の所在

を除く。 現在高についての情報の管理に関する事務 (利子の計算のため 0 ŧ 0)

 $\bar{O}$ 

兀 する地域において統轄する事務 の請求の受付の事務を行う営業所、 命保険契約に基づく保険金若しくは満期保険金又は解約返戻金の支払 (以下この号において「営業所等」という。)を当該営業所等の所在 前項第四号の二及び第十号に掲げる差益 事務所その他これらに準ずるもの 当該差益に係る旧簡易生

前各号に掲げる利子以外の利子等 利子等の支払の請求の受付の事

務

五.

4 略

(内国信託会社等が支払を受ける利子等)

第七条の四の六 する。 の規定の を受ける利子等又は配当等で政令で定めるものは に規定する国外公社債等の利子等又は同令第四条第五項若しくは第七項 一条の一 適用を受ける同条第一項に規定する国外投資信託等の配当等と 一第九項若しくは第十 法第二十五条の二第三項に規定する内国信託会社が支払 項の規定の適用を受ける同条第二項 租税特別措置法施行

2

法第二十

五条の

第

項に規定する租税特別措置法第九条の

匝

第

項

は

各号に掲げる法人が支払を受ける利子等又は配当等で政令で定めるもの

一項に規定する国外公社債等の利子等又は同令第四条第六項の規定の

項に規定する国外投資信託等の配当等とする。

租税特別措置法施行令第二条の二第十項の規定の適用を受ける同

適用を受ける同条第一

(徴税吏員の道府県民税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等

`

### 第七条の四の六略

## (道府県民税の中間納付額の還付の手続)

第九条の二 処分等 第二号において は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。 は法第五十五条第一 求をいう。第九条の五第一項第二号イにおいて同じ。 十五条第一項又は第三項の規定による更正 事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。 けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は を受けようとする法人は、 民税の中間納付額 よる決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場 (更正の請求 法第五十三条第二十項の規定によつて同項に規定する道府県 「更正等」という。)又は法第五十五条第二項の規定に (以下「道府県民税の中間納付額」という。) 項の規定による決定をいう。)に係る不服申立て又 (法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請 次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受 (当該道府県民税についての )に対する処分又 第九条の五第一項 ただし、 の還付 法第五

### 一略

合においては、

この限りでない。

は経営の責任者とし、解散(合併による解散を除く有しない法人にあつては、法の施行地における資産又は事業の管理又二 請求をする法人の代表者(法の施行地に主たる事務所又は事業所を

〈徴税吏員の道府県民税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等

\_

### 第七条の四の七略

(道府県民税の中間納付額の還付の手続

第九条の二 処分等 合においては、 よる決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場 第二号において は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。 は法第五十五条第二項の規定による決定をいう。)に係る不服申立て又 求をいう。第九条の五第一項第二号イにおいて同じ。 十五条第一項又は第三項の規定による更正 事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。 けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は を受けようとする法人は、 民税の中間納付額 (更正の請求 法第五十三条第二十項の規定によつて同項に規定する道 この限りでない。 「更正等」という。 (以下「道府県民税の中間納付額」という。 (法第二十条の九の三第一項の規定による更正 次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受 又は法第五十五条第二 (当該道府県民税につい )に対する処分又 第九条の五第一項 ただし、 一項の規定に 法第五 0 一の請 ての 還付 府

### 略

は経営の責任者とし、解散(合併による解散を除く。第九条の九の二有しない法人にあつては、法の施行地における資産又は事業の管理又二 請求をする法人の代表者(法の施行地に主たる事務所又は事業所を

。)をした法人にあつては、清算人とする

。)の氏名及び住所又は居所

三略

同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう」する郵便貯金銀行を銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行とする5日本郵便株式会社の営業所であつて郵政民営化法第九十四条に規定四 銀行又は郵便局(簡易郵便局法第二条に規定する郵便窓口業務を行

。)において還付を受けようとす

2及び3 略

るときは

当該銀行又は郵便局の名称及び所在

## (道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第九条の三 は、 充当される金額があるときは、 項第一号又は第 額 0 すべき道府県民税の中間納付額に対応するものとして、 れた法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるとき を還付する場合において、 のうち 中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付 当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち還付 前条第一 道府県知事は、 一項又は第三項の規定により還付すべき金額 当該道府県民税の中間納付額について納付さ 前条の規定によつて道府県民税の中間納付額 これを控除した金額) 0) 占める割合を乗 当該道府県民税 の規定により (次条第一

割して納付されている場合には、じて得た金額を併せて還付する。

第一号に掲げる金額から第二号に掲げ

ただし、

道府県民税の中間納付額が分

。)の氏名及び住所又は居所第一項第二号において同じ。)をした法人にあつては、清算人とする

三略

四銀行又は郵便局(簡易郵便局の名称及び所在地)の九の二第一項第四号において同じ。)において還付を受けようとすする郵便貯金銀行を銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行とするの九の二第一項第四号において同じ。)において還付を受けようとするの九の二第一項第四号において同じ。)において還付を受けようとするの九の二第一項第四号において同じ。)において還付を受けようとする場所を行うもの名称及び所在地

2及び3 略

## (道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第九条の三 は、 割して納付されている場合には、 じて得た金額を併せて還付する。 充当される金額があるときは、これを控除した金額 項第一号若しくは第二号又は第九条の九の三第一項第 額のうち 0 すべき道府県民税の中間納付額に対応するものとして、 れた法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるとき を還付する場合において、 中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間 当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち還付 前条第一 道府県知事は、 一項又は第三項の規定により還付すべき金額 当該道府県民税の中間納付額について納付さ 前条の規定によつて道府県民税の中間納付 ただし、 第一号に掲げる金額から第二号に掲げ 道府県民税の中間納付 の占める割合を乗 一号の規定により 当該道府県民税 (次条第一 7額が分 納付

る金額を控除した金額とする。

一及び二 略

### (外国の法人税等の額の控除)

### 2及び3 略

第九条の七

4 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算した額分して 計算した額に当該機率に相当する割合を乗じて計算した額とする従業者の数に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額(当該法人が二以上の道に接分して 計算した額に当該勝五十七条第二項に規定する従業者の数当該法人の関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額とする。ただに接分して 計算した額に当該関係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額)

### 5 略

とすることができる。

この条において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人。)又は適格現物出資(同条第十二号の十四 に規定する適格現物で同じ。)(以下定する適格分割をいう。以下この項 において同じ。」において同じ

(同法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この項

る金額を控除した金額とする。

一及び二 略

### (外国の法人税等の額の控除)

### 第九条の七略

2及び3 略

4 とすることができる。 当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額 にあん分して計算した額に当該関係道府県が課する法人税割の税率に相 当該法人の関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数 府県において事務所又は事業所を有する場合には、 に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額 所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、 た額は、国税の控除限度額に百分の五を乗じて計算した額とする。 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算し 標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事務所又は事業 (当該法人が二以上 国税の控除限度額を 国税の控除限度額 ただ 一の道

### 5 略

(同法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この項及びこの条において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人出資をいう。以下この項及び次条第四項第三号において同じ。)(以下定する適格分割をいう。以下この項及び次条第四項第二号において同じ定する適格現物

において同じ。)又は現物出資法人(同条第十二号の

には、 府県民税の控除余裕額とみなす。 条において 各号に定める金額は、 規定の適用については、 業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項 被合併法人等」という。)から事業の全部又は一部の移転を受けた場合 兀 始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度 において同じ。 当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事 に規定する現物出資法人をいう。 「前三年内事業年度等」 )(第十一項、第十八項及び第二十一 当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開 次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該 という。 以下この項 の控除限度超過額及び道 項にお (以下この 1 7 0

一及び二 略

7 ~ 14 略

する分割承継法人をいう\_\_\_\_\_。) 又は被現物出資|15 適格分割等に係る分割承継法人(法人税法第二条第十二号の三に規定|15

人

(同

条第十二号の五

に規定する被現物出資法人をいう

分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、第六項の規定により当該後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第五項の規定の3。)が第六項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係るう。)が第六項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係るう。)が第六項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る

条において には、 府県民税の控除余裕額とみなす。 始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度 各号に定める金額は、 規定の適用については、 業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び 被合併法人等」という。)から事業の全部又は一部の移転を受けた場合 三号において同じ。)(第十一項、第十八項及び第二十一項におい 次条第四項第二号において同じ。) 又は現物出資法人 一号の四に規定する現物出資法人をいう。 当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連 「前三年内事業年度等」という。 当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開 次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該 以下この項及び次条第四 の控除限度超過額及び道 (同法第 (以下この 前 条 て |項第 第十 結 項

一及び二 略

7 ~ 14 略

15 う。 法人 分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金 度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、 適用については、 後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第五項の規 分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年 第五項において同じ。 する分割承継法人をいう。 適格分割等に係る分割承継法人 )が第六項の規定の適用を受ける場合には、 (同法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。 当該分割法人等の分割等前1 (以下この項において 次条第五項において同じ。 (法人税法第二条第十二号の三に規定 三年内事業年度等の 第六項の規定により当該 「分割承継法人等」とい 当該適格分割等に係る )又は被現 物出資 控 次条 除限 -度以 定

額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額は、 ないものとする。

26 じて得た数を百分の五で除して得た数)に按分して 度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗 該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年 限度額の計算について第四項ただし書の規定による法人にあつては、 定する従業者の数 年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規 ができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業 外国の法人税等の額は、 条第二十四項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三 (当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除 当該法人に係る同項の規定により控除すること 計算した額とする 当 26

額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額は、 ないものとする。

定する従業者の数 じて得た数を百分の五で除して得た数)にあん分して計算した額とする 度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗 該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年 限度額の計算について第四項ただし書の規定による法人にあつては、 年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二 ができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業 外国の法人税等の額は、 条第二十四項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五 (当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除 当該法人に係る同項の規定により控除すること 一項に規 十三 当

略

27

略

27

### 法人税割 額から控除する利子割額の計算)

第九条の八 る利子割額 は 法第五十三条第1 次の各号に掲げる区分に応じ 一十六項の規定により 当該各号に定める金額と 法 八税割 額 控除す

する。

資信託 公社債」 以下この条において 所得税法第 (以下この条において という。 一条第 の利子又は同条第 「公社債利子等」という。)に対する利子割 項第九号に規定する公社債 一投資信託」という。 項第十二号の一 (第三 の収益の分配 一項において に規定する投 そ

(以下この条において「控除対象利子割額」という。)の元本を所有していた期間に対応するものとして計算される利子割額

二 前号に掲げる利子割以外の利子割 その全額

2

算する。 前項第一号に定める控除対象利子割額は、公社債利子等に対する利子割額(その法人が元本を所有していなかつた期間についてのみ課される 基礎となつた期間の月数のうちにその法人がその元本を所有していた期 基礎となつた期間の月数のうちにその法人がその元本を所有していた期 きは、これを切り上げる。次項において同じ。)に、当該公社債利子等の計算の きは、これを切り上げる。次項において同じ。)に、当該公社債利子等の計算の

3 法人は、控除対象利子割額を前項に規定する方法により計算すること る方法により計算することができる。 法人は、控除対象利子割額を前項に規定する方法により計算すること る方法により計算することができる。

は、額面金額。次号において同じ。)期間の終了の時において所有していたその元本の数(公社債について一 その法人がその利子割額に係る公社債利子等の計算の基礎となつた

イ その法人がその利子割額に係る公社債利子等の計算の基礎となつに掲げる数に満たない場合には、同号に掲げる数)二 イに掲げる数と口に掲げる数とを合計した数(前号に掲げる数がイ

- 17 -

た期間 の開始の時において所有していたその元本の数

前号に掲げる数からイに掲げる数を控除した数の二分の

(その

口

法人が次の各号に掲げる事由により当該各号に定める法人(以下この 年を超えるものについては、 法人の利子割額に係る公社債利子等の計算の基礎となつた期間が一 十二分の に相当する数

4

る。 は 一 たその元本の数の占める割合を乗じて計算した数を加算した数) 所有していたその元本の数のうちに当該事由によりその法人に移転をし 項に規定する被合併法人等が所有していた公社債利子等の元本の全部又 用する。 当該法人の当該元本を所有していた期間とみなして、 を受けた場合には、 項において「被合併法人等」という。 いて所有していたその元本の数に当該被合併法人等が当該事由の直前に となつた期間の中途で当該元本の移転を受けたときは、 「元本の数」とあるのは、 部の移転を受けた場合には、 この場合において、 当該被合併法人等の当該元本を所有していた期間は 「元本の数(次項各号に掲げる事由により 当該法人が当該公社債利子等の計算の基礎 当該被合併法人等が当該開始の時にお )から公社債利子等の元本の移転 前三項の規定を適 前項第二号イ中

- 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人
- 適格分割 当該適格分割に係る分割法人
- 三二 適格現物出資 当該適格現物出資に係る現物出資法人

兀 号の六に規定する現物分配法人をいう。) 分配をいう。 適格現物分配 (法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物 当該適格現物分配に係る現物分配法人(同条第十二

5 法人が公社債利子等の計算の基礎となつた期間の中途で五 特別の法律に基づく承継 当該承継に係る被承継法人

項第二 又は一 本の数の占める割合を乗じて計算した数を控除した数)」とする。 本の数のうちに当該事由により当該分割承継法人等に移転をしたその ていたその元本の数にその法人が当該事由の直前に所有していたその元 は において「分割承継法人等」という。 項の被現物出資法人、 五号までに掲げる事由により当該事由に係る第五項の分割承継法人、 る被現物分配法人をいう。) 又は承継法人に公社債利子等の元本の全部 出資法人 ら第五号までに掲げる事由により当該事由に係る分割承継法人、 法人が公社債利子等の計算の基礎となつた期間の中途で前項第二号か 部 一号イ中 部の移転をした場合における第三項の規定の適用については、 の移転をした場合には、 被現物分配法人 「元本の数」とあるのは、 同項の被現物分配法人又は承継法人(以下この号 (法人税法第二条第十二号の六の二に規定す その法人が当該開始の時において所有し )に公社債利子等の元本の全部又 「元本の数 (次項第二号から第 被現物 元

6 これを切り捨てる。 配については、 号に定める行為を行う同条第一項に規定する金融機関の受ける収益の分 同法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券若しくは取引につき当該各 取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う法人若しくは 当該契約に係る約款に基づき委託者若しくは受託者が指定する金融商品 を生じたときは、 部 の解約による収益の分配により委託者又は投資信託の契約若しくは 項の場合における月数は、 その所有した期間の全期間が十五日以下であるときは、 月とする。 ただし、 暦に従い計算し 投資信託の終了又は投資信託の 月に満たない端数

## (道府県民税の仮装経理法人税割額の範囲)

第九条の八 法第五十三条第三十一項に規定する部分の金額で事実を第九条の八 法第五十三条第三十一項に規定する政令で定める金額は

仮装して経理した金額に係るものとする。

(仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還|

付

第九条の八の二 0 対応するものとして、 延滞金があるときは、 額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による 団体の徴収金に充当しないときであつても、 税割額を還付しないとき、 規定により当該更正後道府県民税額に係る同項に規定する仮装経理法人 額」という。 延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に 民税の中間納付額に満たない場合において、 よつて更正した道府県民税額 一号に掲げる金額を控除した金額とする。 一付額が分割して納付されている場合には 占める割合を乗じて得た金額を還付する。 (滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額 が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る道府県 道府県知事は、 当該道府県民税の中間納付額について納付され 当該道府県民税の中間納付額について納付された 又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方 (以下この項において 法第五十五条第一項又は第三 当該道府県民税の中間納付 法第五十三条第三十一項 第 ただし、 一号に掲げる金額から第 「更正後道府県民税 道府県民税の中間 一項の規定に た 0

## (道府県民税の仮装経理法人税割額の範囲)

仮装して経理した金額に係るものとする。 、同項に規定する道府県知事の更正により減少する部分の金額で事実を第九条の八の二 法第五十三条第三十四項に規定する政令で定める金額は

(仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に係る延滞金の環

付

第九条の八の三 納 の占める割合を乗じて得た金額を還付する。 延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税 対応するものとして、 延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付 延滞金があるときは、 額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による 団体の徴収金に充当しないときであつても、 税割額を還付しないとき、 規定により当該更正後道府県民税額に係る同項に規定する仮装経理 民税の中間納付額に満たない場合において、 額」という。 よつて更正した道府県民税額 一号に掲げる金額を控除した金額とする。 付額が分割して納付されている場合には が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る道 道府県知事は、 当該道府県民税の中間納付額について納付され 当該道府県民税の中間納付額について納付され 又は当該更正を受けた法人の未納に係る地 (以下この項において「更正後道府県民税 法第五十五条第一項又は第三 法第五十三条第三十四 当該道府県民税の中 第 ただし、 一号に掲げる金額から第 道府県民税の 項の 規定に 間 中間 府県 :額に 納付 割 法 項

一及び二略

2及び3略

# (法第五十三条第三十二項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとす仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合にはがある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該第九条の八の三 法第五十三条第三十二項に規定する仮装経理法人税割額

る。

2

略

# (法第五十三条第三十二項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場

合の還付加算金の計算

一及び二 略

2 及 び 3 略

# 〈法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額の充当〉

第九条の八の四法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合にはがある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該第九条の八の四

る。

2 略

# 合の還付加算金の計算)(法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場

第九条の八の五 じ、 は に適することとなつた日があるときは、その日) を決定し、 確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、 告書の同項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の道府県民税の 経理法人税割額を還付する場合においては、 つた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出 充当すべき金額に加算しなければならない 年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、 又は前条の規定による充当をする日 道府県知事は、法第五十三条第三十五項に規定する仮装 法人の道府県民税の までの期間の日数に応 (同日前に充当をするの 同項の決定があ 確定申 又

2

略

は

充当すべき金額に加算しなければならない

# (法第五十三条第三十三項第三号に規定する政令で定める事実)

第九条の八の五 法第五十三条第三十三項第三号に規定する政令で定める

一〜三略

事実は、

次に掲げる事実とする

# (法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の六 法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額 (次条の規定により加算すべき金額がある場合にはがある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該第九条の八の六 法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額

2 略

# (法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場

合の還付加算金の計算)

第九条の九 道府県知事は、法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理第九条の九 道府県知事は、法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理第九条の九 道府県知事は、法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理第九条の九 道府県知事は、法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理

## (法第五十三条第三十六項第三号に規定する政令で定める事実)

**第九条の八の六** 法第五十三条第三十六項第三号に規定する政令で定める

一〜三略

事実は、

次に掲げる事実とする。

# (法第五十三条第三十八項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとす仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合にはがある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該第九条の八の七 法第五十三条第三十八項に規定する仮装経理法人税割額

る。

2 略

# (法第五十三条第三十八項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場

合の還付加算金の計算)

第九条の九 に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付 るのに適することとなった日があるときは、 支出を決定し、 付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のため 法人税割額を還付する場合においては、 又は充当すべき金額に加算しなければならない。 道府県知事は、 又は前条の規定による充当をする日 法第五十三条第三十八項に規定する仮装経 同条第三十六項の規定による還 その日 (同日前に充当をす までの期間 0 日

### 2 略

## (利子割額控除等不足額の還付の手続)

第九条の九の二 知事) 足額 不足額が還付されることとなつた場合においては、 決を含む。 する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判 による更正の請求をいう。 三項の規定による更正(更正の請求 業所を有する法人にあつては、 又は事業所所在地の道府県知事 を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、 できなかつた金額に相当する部分に限る。 よる充当をした場合にあつては、 に係る申告書の提出と同時に、 て同じ。 (同条第三十九項に規定する利子割額の控除不足額 に提出しなければならない。 の還付を受けようとする法人は、 同項において 法第五十三条第四十項の規定によつて利子割額控除等不 「更正等」という。 第九条の九の四第一 主たる事務所又は事業所所在地の道府県 次に掲げる事項を記載した請求書に還付 (二以上の道府県において事務所又は事 当該充当をしてもなお充当することが ただし、 (法第二十条の九の三第一項の規定 をいう。 当該利子割額控除等不足額 法第五十五条第一 によつて利子割額控除等 項において同じ。 この限りでない。 以下この節にお (同項の規定に これを事務所 項又は第 に対

三 還付を受けようとする金額

の氏名及び住所又は居所

四 銀行又は郵便局において還付を受けようとするときは、当該銀行又

請求をする法人の代表者(解散をした法人にあつては、清算人とす

請求をする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

### は郵便局の名称及び所在地

- に記載された同項第三号の金額が過大であると認められる理由があると2 前項の規定による請求書の提出があつた場合においては、当該請求書
- による還付又は充当の手続をしなければならない。きを除くほか、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三条第四十項の規定
- 3 第一項ただし書の場合においては、還付すべき利子割額控除等不足額 13 第一項ただし書の場合においては、還付すべき利子割額控除等不足額は、その還 15 第一項ただし書の場合においては、還付すべき利子割額控除等不足額のうちに既に還付されることが確定したものがあるときは、当該還付すべき利子割額控除等不足額は、その還 16 第一項ただし書の場合においては、還付すべき利子割額控除等不足額を算定する。

## (還付すべき利子割額控除等不足額の充当)

第九条の九の三 前条の規定により加算すべき金額を含む。)をこれに充当するき金額(次条の規定により加算すべき金額を含む。)をこれに充当するき金額(次条の規定による還付をする場合において、未納に係る

- ものがあるときは、当該道府県民税額に充当する。
  規定により納付すべきもの又は法第五十六条の規定により徴収すべき度分の道府県民税額で法第五十三条第二十二項若しくは第二十三項の一選付すべき利子割額控除等不足額に係る事業年度分又は連結事業年
- 二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額がある場合において、当該

のがあるときは、当該未納の道府県民税の中間納付額に充当する。事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の中間納付額で未納のも

三 前二号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の

納に係る地方団体の徴収金に充当する。

## (利子割額控除等不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の九の四 きは、 乗じて計算した金額を当該還付し、 充当をする日 早い日) 経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか は裁決又は判決である場合には、 を経過し 不足額が還付されることとなつた場合には、 ある場合には、 除等不足額の還付をする場合においては、 つた日 当該利子割額控除等不足額に係る同条の規定による請求書の提出のあ の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しく その日) (同 た日 からその還付のための支出を決定し、 日が当該利子割額控除等不足額に係る申告書の提出期限前で (同日前に充当をするのに適することとなつた日があると (当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更 その提出期限) までの期間の日数に応じ、 道府県知事は、 の翌日 第九条の九の二の規定により利子割額控 その更正の請求の日の翌日以後三月を 又は充当すべき金額に加算しなけれ (更正等によつて利子割額控除等 年七・三パーセントの割合を 当該利子割額控除等不足額に 更正等の日の翌日以後一月 又は前条の規定による

ばならない。

ただし、

同条の規定により当該利子割額控除等不足額に係

## (租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第九条の九の二 法第五十三条第三十六項の規定により控除することがで <br/>
第九条の九の二 法第五十三条第三十六項の規定により控除することがで <br/>
な、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金があるとき <br/>
は、当該控除不足額(次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」と <br/>
第1

の限りでない。
の限りでない。

2 あるのは 準用する。 定による利子割額控除等不足額に係る還付金に加算すべき金額について 期間につ 法第十七条の四第一 「過誤納金」 この場合において、 利子割額控除等不足額」と読み替えるものとする。 法第一 とあり、 一十条の 項 (第一号を除く。 又は法第二十条の四の一 四の二 法第十七条の四第二 第 一項及び第五項の規定は前項の規 の規定は前項 第 項 一項中 第一 の規定による 号を除く。 「税額」

## (利子割額控除等不足額に係る延滞金の免除)

第九条の九の五 第九条の九の五 第九条の九の五 第九条の九の五 第九条の九の五 第九条の九の五 第九条の九の五 第九条の九の二の規定により利子割額控除等不足額の遺 第九条の九の二の規定により利子割額控除等不足額の還

## (租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第九条の九の六 法第五十三条第四十一項の規定により控除することがで第九条の九の六 法第五十三条第四十一項の規定により控除不足額」と第九条の九の六 法第五十三条第四十一項の規定により控除することがで

る。

2

略

3

第九条の四第 項 第九条の八の二第一 二項 第九条の八の三第

び第九条の八の六第 項並びに 第 項の規定による

九条の八の 充当については、 二第 一項の規定による充当、 まず第九条の四第一 項の規定による充当をし、 第九条の八の三第一項の規定に 次に第

よる充当、 第九条の 八の六第一項の規定による充当

及び第一項の規定による充当の順序に充当するも

のとする。

、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

第九条の九の三 その還付し、 期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を に充当をするのに適することとなつた日があるときは、 付のための支出を決定し、 する場合においては、 又は充当すべき金額に加算しなければならない。 道府県知事は、 次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還 又は前条の規定による充当をする日 租税条約の実施に係る控除不足額を還付 その日) (同日前 までの

の同条第 ら起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度 する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の 二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定 て準用する場合を含む。)においてみなして適用する場合及び同条第 法第五十三条第二十六項 一項の申告書 (法人税法第七十四条第一項の規定により提出 (同条第二十八項 (同条第二十九項におい 日 か

> 2 略

項及

3 第九条の四第 項、 第九条の八の三第二項 第九条の八の四第 項、

第九条の八の七第 項, 第九条の九の三第 一項及び第一 項の規定による

充当については、 まず第九条の四第一 項の規定による充当をし、 次に第

九条の八の三第二 一項の規定による充当、 第九条の八の四第一項の規定に

よる充当、 一項の規定による充当及び第一項の規定による充当の順序に充当するも 第九条の八の七第一項の規定による充当、 第九条の九の三第

のとする。

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

第九条の九の七 その還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。 期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を に充当をするのに適することとなつた日があるときは、 付のための支出を決定し、 する場合においては、 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還 次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその 又は前条の規定による充当をする日 その日) (同 までの 日 前

の同条第一項の申告書 ら起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度 する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の 三十二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定 て準用する場合を含む。)においてみなして適用する場合及び 法第五十三条第二十九項 (法人税法第七十四条第一項の規定により提出 (同条第三十一項 (同条第三十二項におい 5同条第 日

条第 による決定をした場合にあつては当該決定をした日) 合にあつてはこれらの申告書の提出期限、 同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書 起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度 十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。 準用する場合を含む。)においてみなして適用する場合及び同条第二 法第五十三条第二十七項 出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、 すべき法人税の申告書に係るものに限る。) 若しくは法第五十三条第 して一月を経過する日 る当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から |項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日) .項の申告書が提出された日(これらの申告書がその提出期限前に提 :提出された日(これらの申告書がその提出期限前に提出された場 項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。 (同条第二十八項 法第五十五条第二項の規定 (同条第二十九項において (法人税法第七十四 の翌日から起算 法第五十五条第 )に規定す 又は

更正があつた日) つた日 法第五十三条第二十六項又は第二 (更正の請求がない場合にあつては、 の翌日から起算して一年を経過する日 一十七項に規定する更正の請求があ これらの規定に規定する

2 略

徴収猶予の申請手続等) 、租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の

第九条の九の四 略

> 条第一 四項の申告書が提出された日(これらの申告書がその提出期限前に提 すべき法人税の申告書に係るものに限る。 して一月を経過する日 による決定をした場合にあつては当該決定をした日) 合にあつてはこれらの申告書の提出期限、 同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書 起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年 る当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日 十二項において準用する場合を含む。 準用する場合を含む。)においてみなして適用する場合及び同条第三 法第五十三条第三十項 出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、 が提出された日(これらの申告書がその提出期限前に提出され |項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日) 項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。 (同条第三十一項 次号において同じ。 )若しくは法第五十三条第 法第五十五条第1 (同条第三十二項において (法人税法第七十四 の翌日から 法第五十五条第 )に規定 項の 規定 起算 た場 から 又は 度

つた日 更正があつた日) 法第五十三条第二十九項又は第三十項 (更正の請求がない場合にあつては、 の翌日から起算して一年を経過する日 に規定する更正の請求が これらの規定に規定する

2 略

徴収猶予の申請手続等) (租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の

第九条の九の八 略

道府県民税の徴収猶予の申請手続等)(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の

第九条の九の五略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の

第九条の九の九略

道府県民税の徴収猶予の申請手続等)

## (信託財産について納付した利子割額の控除)

第九条の十一 法第七十一条の七第一項の規定により控除するものとする。) につき法第七十一条の十第二項間に対応するものに限るものとする。) につき法第七十一条の十第二項間に対応するものに限るものとする。) につき法第七十一条の十第二項の規定により控除する利子割の額

## (外国税額控除の対象となる外国所得税

第九条の十一

(外国税額控除の対象となる外国所得税)

第九条の十二 法第七十一条の八に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の とし、法第七十一条の八に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の とし、法第七十一条の八に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の 第二条の二第三項に規定するもの 第二条の二第三項に規定するものとするものとする。

(法第七十一条の十四第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意

配当等については同令第四条第二項に規定するものとする。

とし、法第七十一条の八に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の

(昭和三十二年政令第四十三号)第二条の二第三項に規定するもの

同条に規定する国外一般公社債等の利子等については租税特別措置法施

法第七十一条の八に規定する政令で定める外国所得税は、

第九条の十二略

思があつたと認められる場合

第九条の十三略

思があつたと認められる場合

(法第七十一条の十四第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意

- 29 -

# (利子割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

### 第九条の十三

略

## (利子割の交付時期及び交付時期ごとの交付額:

第九条の十五 道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定に 第九条の十五 道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定に は、当該年度の前年度前三年度内(交付時期が八月である場合に で除して得た数値で当該年度前三年度内(交付時期が八月である場合に で除して得た数値で当該年度前三年度内(交付時期が八月である場合に で除して得た数値で当該年度前三年度内(交付時期が八月である場合に で除して得た数値で当該年度前三年度内(交付時期が八月である場合に で除して得た数値で当該年度前三年度内(交付時期が八月である場合に で除して得た数値で当該年度前三年度内)の各年度に係るものを合算したもの の三分の一の数値を乗じて得た額を交付する。

0 = 5	の三クの一の数値を乗して谷光客を否作でき
交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額(当
	該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出
	した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表に
	おいて同じ。)の百分の五十九・四に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した利子割の収入額の百分の
	五十九・四に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した利子割の収入額の百分の
	五十九・四に相当する額

# (利子割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

### 第九条の十三の二略

## (利子割の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第九条の十五 道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定に第九条の十五 道府県は、毎年度、法第七十一条の十五 道府県は、日本の十五 道府県は、毎年度、法第七十五条の十五 道府県は、日本の十五 道府県は、日本の十五 道府県は、日本の十五 道府県は、日本の十五 道府県は、日本の十五 道府県に対している。

条	この表において同じ。)の規定により控除し、法第五十三条	
下	告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。以下	
申	の規定が適用される場合に限る。)の規定により法人税の申	
項	十六項(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項	
	あつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二	
の	おいて同じ。)から、前年度一月から五月までの間に提出の	
に	した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表に	
出	該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出	
当	前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額(当	
額	交付時期 交 付 時 期 ご と に 交 付 す べ き 額	交
		1

十二月八月から九月おいて、法書に基づきおいて、法おいて、法おいて、法調付	西分の五十九を 西分の五十九を 西分の五十九を 西分の五十九を	八     月       ば     前年       第三十九
き額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額と額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額と額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額と額が増加し、因は第三項の規定により充当し、又は同条第四十項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額(六月から九月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告本額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額した額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額した額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額といる。	百分の五十九・四に相当する額 百分の五十九・四に相当する額を減額して得た合計額の 百分の五十九・四に相当する額を減額して場合又は法第 百分の五十九・四に相当する額を減額して場合又は法第 百分の五十九・四に相当する額を減額して場合又は法第 第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第 第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第 第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第 百分の五十九・四に相当する額	額(前年度一月から五月までの間に同条第二十二項若しくはより還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した第三十九項の規定により充当し、又は同条第四十項の規定に

2 5 略

> 5 略	2
十九・四に相当する額	
払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五	
同項の規定により十二月から二月までの間に他の道府県に支	
に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、	
第六十五条の二第一項の規定により十二月から二月までの間	
減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。)に、法	
るべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を	
コーラ 五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場	<u> </u>
第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第	
した額(十月から十二月までの間に同条第二十二項若しくは	
定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額	
同条第三十九項の規定により充当し、又は同条第四十項の規	
告書に基づき法第五十三条第二十六項の規定により控除し、	
月から十二月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申	
十二月から二月までの間に収入した利子割の収入額から、十	
・四に相当する額	
した金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九	
の規定により八月から十一月までの間に他の道府県に支払を	
の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項	
十五条の二第一項の規定により八月から十一月までの間に他	
し、又は当該減少した額を加算した額とする。)に、法第六	

## (法第七十一条の二十九の外国所得税

第九条の十六 は、 特定配当等のうち租税特別措置法第三条の三第四項第二号に規定す 法第七十一条の二十九に規定する政令で定める外国所得税

特定配当等のうち同法第八条の三第四項第二号に規定する国外投資信託 る国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等に係るものに ついては租税特別措置法施行令第二条の二第三項に規定するものとし、 第四条第二項に

等の配当等に係るものについては同令

国外株式の配当等に係るものについては同令第四条の五第二項に規定す 規定するものとし、 るものとする。 特定配当等のうち同法第九条の二第一項に規定する

## (株式等譲渡所得割の特別徴収の手続等)

第九条の二十 該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 は、次の各号に掲げる場合とし、 法第七十一条の五十一第二項に規定する政令で定める場合 同項に規定する政令で定める日は、 当

された場合 に関する事務がその譲渡を受けた金融商品取引業者等の営業所に移管 いう。以下この条において同じ。)の営業の譲渡により当該選択口座 いう。以下この条において同じ。)が開設されている金融商品取引業 その選択口座 (法第七十一条の五十一第一項に規定する金融商品取引業者等を 当該譲渡の日の属する月の翌月十日 (法第二十三条第一項第十六号に規定する選択口座を

## (法第七十一条の二十九の外国所得税

第九条の十六 は、特定配当等のうち租税特別措置法第八条の三第 法第七十一条の二十九に規定する政令で定める外国所得税 項

規定するものとし、 るものとする。 国外株式の配当等に係るものについては同令第四条の五第二項に規定す 等の配当等に係るものについては租税特別措置法施行令第四条第二項に 特定配当等のうち同法第九条の二第一 規定する国外投資信 項に規定する

## (株式等譲渡所得割の特別徴収の手続等)

第九条の二十 法第七十一条の五十一第二項に規定する政令で定める場合 該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 は、次の各号に掲げる場合とし、 同項に規定する政令で定める日は、 当

者等(法第七十一条の五十一第一項に規定する金融商品取引業者等を いう。以下この条において同じ。 された場合 に関する事務がその譲渡を受けた金融商品取引業者等の営業所に移管 いう。以下この条において同じ。 その選択口座 当該譲渡の日の属する月の翌月十日 (法第二十四条第一項第七号 )の営業の譲渡により当該選択口座 )が開設されている金融商品取引業 に規定する選択口 座

二 〜 五 略

<u>一</u> 5 五

略

当する金額は、次に掲げる金額から控除するものとする。よる株式等譲渡所得割の還付をする場合には、その還付すべき金額に相2法第七十一条の五十一第一項の特別徴収義務者が同条第三項の規定に

までに納入すべき金額の年において特定株式等譲渡対価等をいう。)から徴収し、法第七十一条規定する特定株式等譲渡対価等をいう。)から徴収し、法第七十一条の五十一第二項に規定するその徴収の日の属する年の翌年の一月十日

される法第七十一条の三十一第二項に規定する徴収の日の属する年の択口座内配当等から徴収し、同項の規定により読み替えて適用の年において法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選当該特別徴収義務者が法第七十一条の三十一第二項の規定によりそ当該特別徴収義務者が法第七十一条の三十一第二項の規定によりそ

前項の規定により控除することができない金額があるときは、同項の特3 前項の規定を適用する場合において、第一項の金融商品取引業者等が

3

翌年の一月十日までに納入すべき金額

源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割が納入された道府県の知に係る株式等譲渡所得割又は

同項

Ó

定株式等

譲渡対価等

当する金額は、次に掲げる金額から控除するものとする。よる株式等譲渡所得割の還付をする場合には、その還付すべき金額に相2法第七十一条の五十一第一項の特別徴収義務者が同条第三項の規定に

徴収の日 当する金額から徴収し、 号に規定する差金決済をいう。 に規定する信用取引等をいう。 定する上場株式等をいう。 おいて同じ。 条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等をいう。 の年において選択口座に係る特定口座内保管上場株式等 当該特別徴収義務者が法第七十 の対価又は選択口座において処理された上場株式等 の属する年の翌年の一月十日までに納入すべき金額 0 譲渡 (同号に規定する譲渡をいう。 法第七十一条の五十一第 次項において同じ。 次項において同じ。 次項において同じ。 条の五十 第 0 一項に規定するその 一項の規定によりそ 信用取引等 の差金決済 次項にお 係る差益に相 (法第二十四 (同号に規 次項に 同 て 同 号

翌年の一月十日までに納入すべき金額 でれる法第七十一条の三十一第二項に規定する徴収の日の属する年の おれる法第七十一条の三十一第二項に規定する徴収の日の属する年の の年において法附則第三十五条の二の五第一項に規定する源泉徴収選 当該特別徴収義務者が法第七十一条の三十一第二項の規定によりそ

同項の源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割が納入された道府県の に係る差金決済に係る差益に相当する金額に係る株式等譲渡所得割又は 定 前 口座内保管上場株式等の 項の規定により控除することができない金額があるときは 前項の規定を適用する場合において、 譲渡の対価若しくは上場株式等の信用 第 項 の金融商品取引業者等が 同 取 項 引等 の特 知

取引業者等に還付する。事は、当該控除することができない金額に相当する金額を当該金融商品

4 略

### (地方消費税の清算の時期等)

第三十五条の十九 付金等 ľ, のとする。 で相殺が行われた場合には、 府県に係る額に相当する金額(法第七十二条の百十四第三項の規定によ する額を減額した額) 規定する徴収取扱費を国に支払つた場合には、その支払つた金額に相当 二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の 出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。 地方消費税の清算を行う場合には、 十七分の十に相当する額 に第三十五条の二十一 一条の百十四第四項に規定する各道府県ごとの消費に相当する額をいう 他の道府県に支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額 次項において同じ。)<br/>に応じて按分し、 府県が収入した譲渡割額に相当する額 を他の (法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。 道 府県に対し、 道府県は、法第七十二条の百十四第一項の規定により を、 第一項及び第二項において同じ。)及び法第七十 (当該期間内に法第七十二条の百十三第一項に 各道府県ごとの消費に相当する額 当該相殺後の金額をいう。 同 表の下欄に定める月にそれぞれ支払うも 次の表の上欄に定める期間内に当該 (当該期間内に譲渡割に係る還 当該按分した額のうち他の道 次項において同 (法第七十 次項並び )を歳

4 略 取引業者等に還付する

事は、

当該控除することができない金額に相当する金額を当該金融

商品

4

(地方消費税の清算の時期等)

第三十五条の十九  $\ddot{\mathbb{C}}$ 付金等 で相殺が行われた場合には、 り他の道府県に支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額 府県に係る額に相当する金額(法第七十二条の百十四第三項の規定によ 二条の百十四第四項に規定する各道府県ごとの消費に相当する額をいう する額を減額した額) 規定する徴収取扱費を国に支払つた場合には、その支払つた金額に相当 十七分の十に相当する額 二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額 に第三十五条の二十一 出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。 道府県が収入した譲渡割額に相当する額 地方消費税の清算を行う場合には、 とする。 次項において同じ。)に応じて按分し、 )を他の道府県に対し、 (法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。 道府県は、法第七十二条の百十四第一項の規定によ を、 第一項及び第二項において同じ。)及び法第七十 (当該期間内に法第七十二条の百十三第一 各道府県ごとの消費に相当する額 当該相殺後の金額をいう。 同表の下欄に定める月にそれぞれ支払うも 次の表の上欄に定める期間内に当 (当該期間内に譲渡割に係る還 当該按分した額のうち 次項において同 (法第七十 次項 )他の 項 を歳 並

略

略

	かかわらず、当該期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間
	変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の五第二項の ていりでしょう いっぱん おいて 「年金所得に係る特別徴収税額」という。)の
	第三百二十一条の七の四第一項に規定する年金所得に係る特別徴収
	第四十八条の九の十四 次の表の上欄に掲げる期間において当該年度分の
	(年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)
第四十八条の九の十三略	第四十八条の九の十三略
(特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位)	(特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位)
が著しく困難であると市町村長が認める者	が著しく困難であると市町村長が認める者
四 前三号に掲げるもののほか、特別徴収の方法によつて徴収すること	三 前二号に掲げるもののほか、特別徴収の方法によつて徴収すること
三 略	二 略
二 略	
域内に住所を有する者でない者	
一 当該年度の初日の属する年の一月一日以後引き続き当該市町村の区	
掲げる者とする。	掲げる者とする。
3 法第三百二十一条の七の二第一項に規定する政令で定める者は、次に	3 法第三百二十一条の七の二第一項に規定する政令で定める者は、次に
2 略	2 略
第四十八条の九の十二略	第四十八条の九の十二略
(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)	(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)
2~5 略	2~5 略

するものとする。 項及び第七項において同じ。 項の規定による通知に係る当該変更後の支払回数割特別徴収税額。 割特別徴収税額 おける同条第一 七の五 月十 険者に対す 日までの間 ら十二月十 する年の十 の初日の属 日までの間 年の十月十 日の属する 該年度の初 た日から当 よる年金保 項の規定に 二十一条の る通知をし 当該年度 法第三百 当該年度の初日の属 日 か 第 |当該年度の初日の属 する年の十二月一日 日までの間 一日から三月三十一 する年の翌年の二月 から翌年の三月三十 項の規定による年金保険者に対する通知に係る支払回数 日までの間 (この項の規定による変更を行つた場合にあつては、 をそれぞれ同表の下欄に定める額に変更 当該変更後の年金所得に係る特別徴 当該変更後の年金所得に係る特別徴 年の十月一日から翌年の一月三十 収税額から当該年度の初日の属する 当該特別徴収対象年金所得者に係る 年の十月一日から十一月三十日まで 収税額から当該年度の初日の属する 日までの間において徴収される支払 とする。 特別徴収税額の合算額を控除した額 特別徴収対象年金給付の支払の回数 年の三月三十一日までの間における で除して得た額 た額 (当該額が零を下回る場合には、 [数割特別徴収税額の合算額を控除 間において徴収される支払回数割 (当該額が零を下回る場合に を同年十二月一 日から翌 第 四 零 次

村は、法第三百二十一条の七の二第一項の規定にかかわらず、当該超え税額が当該変更前の年金所得に係る特別徴収税額を超えるときは、市町
5 前項に規定する場合において、当該変更後の年金所得に係る特別徴収る支払回数割特別徴収税額を変更しないものとする。
三百二十一条の七の五第一項の規定による年金保険者に対する通知に係年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた場合には、市町村は、法第
4 当該年度の初日の属する年の十二月十一日以後において当該年度分の施行令第四十八条の九の十四第二項の規定による通知に係る」とする。
- 「第三百二十一条の七の五第二項に規定する」とあるのは「地方税法) 第四十八条の九の十四第二項」と、法第三百二十一条の七の八第一項
は「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十適用については、法第三百二十一条の七の六中「前
3 前項の場合における法第三百二十一条の七の六及び第三百二十一条のちに、年金保険者に通知しなければならない。
別數収兇額並びこ司項の規定こよる変更をしなかつた支払回数割時別數には、総務省令で定めるところにより、当該変更後の年金所得に係る特
2 市町村は、前項の規定により支払回数割特別徴収税額を変更した場合
院して得た額 別徴収対象年金給付の支払の回数で 該特別徴収対象年金所得者に係る特 は、零とする。)を同年二月一日か

、当該税額について準用する。とする。この場合において、法第三百二十一条の七の十第一項の規定はとする。の場合において、法第三百二十一条の七の十第一項の規定は

6 合 額が当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額を超えることとなつた場 別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係 七の十第二項中 年金所得者について準用する。この場合において、 当該年度分の年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた特別徴収対象 五第一 がない場合を含む。 すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額 る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合 法第三百二十 と読み替えるものとする。 項の規定による年金保険者に対する通知がされた日以後において 一条の七の十第二項の規定は 「年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特 ) 」とあるのは、 「支払回数割特別徴収税額の合算 法第三百1 法第三百二十一条の  $\overline{+}$ 条の七 ( 徴 収

ちに、当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直7 市町村は、第一項又は第四項に規定する場合においては、次の表の上

割特別徴収税額 | 割特別徴収税額 | 一項に規定 | 一当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額

の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合一 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条

であつては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び   であつては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額   で当該税額を遭付又は充当する旨   に係る支払回数割特別徴収税額は変更されない旨   第五項の規定に該当することとなる場合にあつては   で当該税額を普通徴収の方法によつて徴収する旨   で当該税額を普通徴収の方法によつて徴収する旨   の七の十第二項の規定に該当することとなる場合にあつては   つては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及   つては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及   の七の十第二項の規定に該当することとなる場合にある税額及   の七の十第二項の規定に該当することとなる場合にある税額及   の七の十第二項の規定に該当することとなる場合にある税額及   の七の十第二項の規定に該当することとなる場合にある税額及   の七の十第二項の規定に該当することとなる場合にある税額及び   の七の十第二項の規定に該当することとなる場合にある税額及び   の七の十第二項の規定に該当することとなる場合にある税額及び   の七の十第二項の規定で該当することとなる場合にある税額及び   の七の十第二項の規定で該当することとなる場合にある税額及び   の七の十第二項の規定で該当することとなる場合にある税額及び   の七の十第二項の規定で該当することとなる場合にある税額及び   の七の十第二項の規定で該当することとなる場合にある機関を   の七の十第二項の規定で該当することとなる場合にある場合にある場合にある場合にある場合にある場合にある場合にある場合にあ	当該税額を還付又は充当する旨	
ののが、当のコー及に		
四 三 コー 及に	の七の十第二項の規定に該当することとなる場合にあ	
び 1 に 月 日 及に	-	
三 二 一 及 に	び当該税額を普通徴収の方法によつて徴収する旨	
三二二一及に	、同項に規定する超える部分の金額に相当する税額及	
に		
二 法第三百二 法第三百二	に係る支払回数割特別徴収税額は変更されない旨	
一 当該変更後	·	する場合
徴		第四項に規定
	及び当該税額を還付又は充当する旨	

# (年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)

第四十八条の九の十五 七の五第二項の規定にかかわらず、 十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の 徴収税額」という。 得に係る仮特別徴収税額(以下この条において「年金所得に係る仮特別 おいて当該年度分の法第三百二十一条の七の八第一項に規定する年金所 をした日から当該年度の初日の属する年の前年の十二月十日までの間に に対する通知 えて準用する法第三百二十一条の七の五第一 (以下この条において の変更があつた場合には、 法第三百二十一 仮特別徴収税額通知に係る支払回数 「仮特別徴収税額通知」という。 条の七の八第三項において読み替 項の規定による年金保険者 市町村は、 法第三百二

の回数で除して得た額に変更するものとする。

次項の規定による通知に係る当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額。
以下この条において同じ。)を、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額。
以下の集において同じ。)を、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額。

- 二百四十五号)第四十八条の九の十五第二項」とする。中「前条第一項」とあるのは、「地方税法施行令(昭和二十五年政令第えて準用する法第三百二十一条の七の六の規定の適用については、同条が項の場合における法第三百二十一条の七の八第三項において読み替
- ものとする。

  ものとする。

6 た場合であつて、 期間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつ 法によって徴収しないものとする。 更があつた期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間におけ 特別徴収税額の変更があつた場合においては、 の属する年の六月十日までの間において当該年度分の年金所得に係る仮 とが適当であると市町村が認めるときは、 に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収するこ る仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方 条の七 当該年 0) ・度の初日の属する年の前年の十二月十一日から当該年度の 八第 項の規定にかかわらず 同号の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通 ただし、 この限りでない。 次の表の上欄に掲げる当該変 同表第三号の上欄に掲げる 市町村は、 法第三百二十 初日 知

一日から九月三十日までの間	月十一日から六月十日までの間
当該年度の初日の属する年の八月	三 当該年度の初日の属する年の四
一日から九月三十日までの間	月十一日から四月十日までの間
当該年度の初日の属する年の六月	二 当該年度の初日の属する年の二
	間
	初日の属する年の二月十日までの
る年の九月三十日までの間	年の十二月十一日から当該年度の
当該年度の初日からその日の属す	一当該年度の初日の属する年の前

間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める期間における仮特別徴収税に係る仮特別徴収税額及び同項の表の上欄に掲げる当該変更があつた期除く。)には、総務省令で定めるところにより、当該変更後の年金所得計町村は、前項本文に規定する場合(同項ただし書に規定する場合を

しない旨を、直ちに、年金保険者に通知しなければならない。額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収

9

- のは、 の九月三十日までの間に徴収された支払回数割仮特別徴収税額の合算額 用については、 収対象年金所得者に対する法第三百二十一条の七の八第二 を控除した額 いて当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた特別徴 当該年度の初日の属する年の二月十一日から九月三十日までの 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」 (」とあるのは、 (当該額が零を下回る場合には零とし、 同項中 「」とあるのは、 「から当該年度の初日からその日の属する年 「から第三百二十一 一項の規定の適 条の七の八 とある り間にお
- 一条の七の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得と係る所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る特別徴収税額と超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額と超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額と超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額以限額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額以入り、」とあるのは、「支払回数割仮特別徴収税額の合算額が第三百二十一条の七の十第二項の規定は、前項に規定する特別徴収法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、前項に規定する特別徴収法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、前項に規定する特別徴収法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、前項に規定する特別徴収法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、前項に規定する特別徴収法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、前項に規定する特別徴収法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、前項に規定する特別徴収法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、前項に規定する特別徴収法第三百二十一条の七の十第三項の規定は、前項に規定する特別徴収益を対象を表する。

- / - / -	六項ただ	する場合	第四項に			に限る。	合を除く。	に規定	同項ただ	定する場合	六項木	する場合	第四項に	する場合	第一項	ちに、	欄に担	11	えるこ	て徴収	的年	得割	
	ただし書	場合 (第	頃に規定			(a)	がく。)	規定する場	ただし書	場合(	六項本文に規	場合(第	頃に規定	· 合	項に規定	当該特別	掲げる場合	町村は、笹	こととなっ	収する場合	<b>亜等に係る</b>	得割額及び均等割額	
	額は変更されない旨	二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税	一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額	及び当該税額を還付又は充当する旨	にあつては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額	の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合	四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条	の適用がある旨	三 第六項の表第一号に係る場合を除き、第九項の規定	い当	額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収しな	二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税	当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額	二 当該変更後の支払回数割仮特別徴収税額	当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額	別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。	に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直	第一項又は第四項に規定する場合においては、次の表の上	えることとなつた場合」と読み替えるものとする。	徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。) を超	的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつ	†割額の合算額(同条第二項の規定により給与所得及び公	

	以外の年金保険者をいう。次項において同じ。) 厚生労働大臣
	村職員共済組合連合会を含む。以下この条及び次条において同じ。)
町 一 同上	一 特定年金保険者(厚生労働大臣及び地方公務員共済組合(全国市町
	める者を経由して行うものとする。
定	年金保険者が次の各号に掲げる者である場合においては、当該各号に定
	用する場合を含む。)の規定による年金保険者から市町村への通知は、
準	七の七第四項(法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準
の第四十八条の九の十四 同上	第四十八条の九の十六 法第三百二十一条の七の三及び第三百二十一条の
(市町村と年金保険者との間における通知の方法)	(市町村と年金保険者との間における通知の方法)
	及び当該税額を還付又は充当する旨
額	にあつては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額
台	の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合
条	除く。)
	定する場合を   三 第九項の規定の適用がある旨
	六項本文に規   額は変更されない旨
札	する場合(第 二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税
	第四項に規定 一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額
	及び当該税額を還付又は充当する旨
額	にあつては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額
	の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合
条 <u></u>	合に限る。)  四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条

者である場合においては、当該各号に定める者を経由して行うものとすります。(これらの規定を法第三百二十一条の七の九第三項の規定を法第三百二十一条の七の九第三項の規定を法第三百二十一条の七の九第三項の規定を法第三百二十一条の七の九第三項の規定が

一 特定年金保険者 厚生労働大臣

る。

二 地方公務員共済組合 地方公務員共済組合連合会

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定に規定する通知の方法に関

し必要な事項は、

総務省令で定める。

(年金保険者が地方公務員共済組合である場合の納入の特例)

## 第四十八条の九の十七略

## (外国の法人税等の額の控除)

#### 2 4 略

第四十八条の十三

税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額(当該法事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、国額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村にり計算した額は、国税の控除限度額に百分の十二・三を乗じて計算したる、法第三百二十一条の八第二十四項に規定する政令で定めるところによ

(これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて2 法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項

準用する場合を含む。

者である場合においては、当該各号に定める者を経由して行うものとすよる市町村から年金保険者への通知は、年金保険者が次の各号に掲げるの規定に

る。

同上

二同上

3 同上

; [i

《年金保険者が地方公務員共済組合である場合の納入の特例》

## 第四十八条の九の十五略

## 第四十八条の十三略

(外国の法人税等の額の控除

#### 2 4 略

税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額(当該法り計算した額は、国税の控除限度額に百分の十二・三を乗じて計算したり、国が計算した額は、国税の控除限度額に百分の十二・三を乗じて計算した

じて計算した額の合計額)とすることができる。 課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗二項に規定する従業者の数に按分して 計算した額に当該関係市町村がの控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税

#### 6 ~ 26 略

27 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の人第二十四項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべきか国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除を分又は連結事業年度分の法人税等の額を当該法人に係る同項の規定により控除を分又は連結事業年度分の法人税等の額を当該法人に係る同項の規定により控除を分又は連結事業年度分の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとまる。 こり こう ことができる外国の法人税等の額を当該法人に係る同項の規定により控除を分又は連結事業年度分の法人税等の額を当該法人に係る同項の規定により控除を分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省をで定める割合を乗じて得た数を百分の十二・三で除して得た数)に按

### 28

分して

計算した額とする。

## (租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

## 第四十八条の十五略

2 略

3 第四十八条の十二第一項において読み替えて準用する第九条の四第一

じて計算した額の合計額)とすることができる。 課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該関係市町村がの控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税

#### 6 26 略

#### 28 略

## 第四十八条の十五略

租税条約の実施に係る控除不足額の充当

### 2 略

3 第四十八条の十二第一項において読み替えて準用する第九条の四第一

0 よる充当、 まず第四十八条の十二 四十八条の十四の六第 項の規定による充当をし、 十四の六第一項の規定による充当及び第一 第四十八条の十四の二第二項、 第四十八条の十四の三第一項の規定による充当、 一第一項において読み替えて準用する第九条の四 項並びに<br />
第一項の規定による<br />
充当については 次に第四十八条の十四の二第二項の規定に 第四十八条の十四の三第一 項の規定による充当の順序 第四十八条 項及び第 第

## (法人の市町村民税に関する規定の都への準用等)

に充当するものとする。

定及び第四十八条の十三第二十七項を除く。) 一年の規定にかかわらず、第三章第一節(個人の市町村民税に関する規別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特 :

規定を準用する。この場合において

0

税 八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中 0) 市 十八条の十中 は 又は 村 第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは 都と、 とあるのは 都 「市町村民税」又は と 第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、 第四十八条の十の二中 都 と 第四十八条の十の六中 「市町村」とあるのはそれぞれ 「市町村」 「法人の市町村民税の確 とあるのは 「都民税」 「市町村」 とある 第四 と、 「都民 第四 都 十

> 項、 に充当するものとする。  $\mathcal{O}$ よる充当、 まず第四十八条の十二 十八条の十四の六第 項の規定による充当をし、 十四の六第一項の規定による充当及び第一 第四十八条の十四 第四十八条の十四の三第一項の規定による充当、 一第一項において読み替えて準用する第九条の 項及び の二第二項、 次に第四十八条の十四の二第二 第一 第四十八条の十四の三第一 項の規定による充当については、 項の規定による充当の 第四十八条 一項の規定に 第四 順 兀

## (法人の市町村民税に関する規定の都への準用等)

第五十七条の二 のは ٢, 八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中 市町村」とあるのは 税」又は 十八条の十中「市町村民税」又は とあるのはそれぞれ 規定を準用する。 条の八及び第九条の九の二から第九条の九の七までの規定に限る。 定及び第四十八条の十三第二十七項を除く。 別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、 七までの規定中 条の規定にかかわらず、 第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは 「都」と、 都 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその と 第四十八条の十一の四、 「道府県知事」 この場合において、 第四十八条の十の二中 都 「都知事」 と 第三章第一節 第四十八条の十の六中 「市町村」とあるのはそれぞれ 道府県民税額」 都民税額」 第九条の 第四十八条の十一の七、 (個人の市町村民税に関する規 「市町村」 又は 及び第 九 「法人の市町村民税の の二から 又は とあるのは 都民税」 「都民税」 一章第 市町村」 「道府県民税」 第九 条の 節 第四 とあ 「都民 ( 第 九 第四 九 確 第 る

項」 額」 控除限度額\_ 税の控除 ては、 事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控 ができるものとし、 する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じ 項に規定する従業者の数に按分して 控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十一 が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、 度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは 村民税額」とあるの 村民税の 除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七 は ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書の規定によるものにあ て計算した額の合計額) 定申告書」とあるの 百百 とあるのは 控除限度 とあるのは 「都民税額」 分の十二・三」とあるのは 控除限度額との合計額とする」と、 該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市 項 限 額 度額及び 法第五十三条第二十四項及び法第三百二十一条の八第二十四 中 と 「市町村民税」、 「課する都の特別区の存する区域のみ」と、 と と 「法第三百二十一条の八第二十四項」と、 第四十八条の十三第二項中 は、 市 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は は 「市町村民税の控除限度額」とあるのは 道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余 町村民税の控除限度額」とあるのは とすることができる」とあるのは「とすること それぞれ 「法人の 都民税の確定申告書」 「百分の十七・三」と、 「市町村長」、 「都民税」、 計算した額に当該関係市町村が課 同条第六項中 「及び都民税の控除限度 「都知事」、 「市町村内」 道府県民税の と 「課する市町 条の十三 同条第五 第四十八条の 「(当該法人 「及び都民税 又は 「都民税 「都内」 道府県民 第四項 国税の 控除限 市 第二 項 町 又 0 村 中 町

十二第 ては、 額」 控除限度額\_ 0 税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるの 村民税の控除限度額との合計額とする」と、 除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七 事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税 ができるものとし、 て計算した額の合計額) する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を 項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該関係市町 控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十一 が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、 項」とあるのは 度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは は 村民税額」とあるのは、 定申告書」とあるのは ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書の規定によるもの とあるのは 「百分の十二・三」とあるのは 控除限度額」 「都民税額」 と 当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度 一項中 「法第五十三条第二十四項及び法第三百二十一条の八第二 と 「市町村民税」、 「課する都の特別区の存する区域のみ」と、 と と 「法第三百二十一条の八第二十四項」と、 第四十八条の十三第二項中 特別区の存する区域及び市町村において事務所 「市町村民税の控除限度額」とあるの 道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の 「法人の都民税の確定申告書」 とすることができる」とあるのは それぞれ 「百分の十七・三」と、 「市町村長」、 「都民税」、 同条第六項中 「及び都民税の控除 「都知事」、 「市町村内」 道府県民税の と は 「課する市 同条第一 第四十八 は 条の十三 ーとすること 及び 又は (当 都民 く額と. 「都内」 道 控除 該 控除 村 玉 都 府 第 五. 市 第二 の控 文は 乗じ + 限度 税 民 県 市 匹 が 税 法 条 あ 町 項 余 項 兀 又 町

裕額」とあるのは 除 都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額か 第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額が 余裕額」とあるのは いて同じ。 ら当該控除することができた額を控除した残額をいう。 裕額」とあるのは 第十一項、 会裕額」とあるの ) 」 と、 第十三項、 「又は都民税の控除余裕額 「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。 は 「及び都民税の控除余裕額」と、 「都民税の控除余裕額」と、 道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除 第十四項及び第十六項中 (外国の法人税等のうち法 「市町村民税の控除 同条第七項、 「市町村民税の控 以下この 第十項 項にお 余

#### 附則

## 「還付加算金の割合の特例)

第三条の二 項 て準用する場合を含む。 第九 条 当分の間、 Ď 九 の 三 第 第九条の五第一 項 第 九条の 項 八の (第四十八条の十二 匝 第 項 第九条の 一第一 九第一 項にお

二第 六条の八十八第一項に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合 は 第二十四条の二の九第一項、 十四の四第一項、 て準用する場合を含む。 これらの規定にかかわらず、 項 (第五十七条の二において準用する場合を含む。 一十四条の二 第四十八条の十四の七第一項、 第二十八条第一項 の四第一 第四十八条の九の五第一 各年の特例基準割合 項、 第二十 (第二十九条第四項に 一四条の二の 第四十八条の十五 (法附則第三条の 項、 第 四 及び第五十 七第 十八 項 条

> 裕額」とあるのは 除余裕額」とあるのは 余裕額」とあるのは いて同じ。)」と、 ら当該控除することができた額を控除した残額をいう。 都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限 第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額 裕額」とあるのは 第十一項、 第十三項、 「又は都民税の控除余裕額 「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。 「及び都民税の控除余裕額」と、 「都民税の控除余裕額」と、 第十四項及び第十六項中 道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の (外国の法人税等のうち 「市町村民税の 同 条第七項、 市町村民 以下この 第十項 1税の控 項 度 にお 控除 除 額

#### 削則

## 還付加算金の割合の

特例

第三条の二 二第 を含む。 は、 六条の八十八第一項に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合 いて準用する場合を含む。)、 第二十四条の二の九第一項、 む。 項、 1 十四の四第一項、 て準用する場合を含む。 これらの規定にかかわらず、 第九条 項 第九条の九の七第 (第五十七条の二において準用する場合を含む。 当分の間、 0 第二十四条の二の四第一項、 九 の 四 第四十八条の十四の七第一項、 第 第九条の五第一 項 項 第二十八条第一項 (第五十七条の二に 第四十八条の九の五第一 第九条の八の五第 (第五十七条の二において準用する場合 各年の特例基準割合 項 (第四十八条の十二 第二十四条の二の七第 お (第二十九条第四項に いて準 項 第四十八条の十 (法附則第三条 項、 用する場 第九条の 第四 及び第五 場合を含 十八 九 項 五. 項 第 に 条

が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、 項に規定する特例基準割合をいう。 以下この項において同じ。) その年中においては が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、 二第一項に規定する特例基準割合をいう。

略

当該年における特例基準割合とする

2

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

#### 第四条 略

11 株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第一項に 渡所得の金額、 規定する土地等に係る事業所得等の金額、 る上場株式等に係る配当所得等の金額、 は、 の規定の適用については、 第 る譲渡所得等の金額 定する長期譲渡所得の金額、 項、 法附則第三十三条の二 項又は第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合における前項 一若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第一 第三十五条第一項、 法附則第三十五条の二第一 法附則第三十五条の二の 第 同項第一号中 第三十五条の二第一項、 法附則第三十五条第一項に規定する短期譲 項 第三十三条の三第 法附則第三十三条の三第一項に 「又は山林所得金額」とあるの 項に規定する 法附則第三十四条第一 二第 第三十五条の二の二 一項に規定する上場 項、 般株式等に係 第三十四条第 項に規定す 項に規

12 \( \)
18

規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

19 四項、 法附則第三十三条の二第五項 第三十五条第五項、 第三十五条の二第五項 第 二十三条の三第五項、 第三十五条の二の二 第三十四 条第

> 当該年における特例基準割合とする。 略

以下この項において同じ。

その年中においては

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

2

第四条 略

2 \ 10 略

11 法附則第三十三条の三第

の規定の適用については、 項、 第三十五条第一項、 又は第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合における前 同項第一号中 「又は山林所得金額」とあるの 一項

第三十五条の二第

項

第三十四

条第

は、 「若しくは山林所得金額又は

法附則第三十三条の三第一項

渡所得の金額、 定する長期譲渡所得の金額、 規定する土地等に係る事業所得等の金額 法附則第三十五条の二第一 法附則第三十五条第一項に規定する短期譲 項に規定する株式等 法附則第三十四条第一 項に規 に係

12 \( \) 18

規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

若しくは法附則第三十五条の四第

項

る譲渡所得等の

金額

19 法附則第三十三条の三第五項

四項、

第三十五条第五項 第三十五条の一 一第六項

第三十四

条第

- 51 -

る上場 規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第四項に 渡所得の金額、 規定する土地等に係る事業所得等の金額、 の規定の適用については、 第五項又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合における前項 る譲渡所得等の金額 定する長期譲渡所得の金額、 は ※株式等に係る配当所得等の金額、 若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定す 法附則第三十五条の二第五項に規定する一 法附則第三十五条の二の 同項第一号中 法附則第三十五条第五項に規定する短期譲 法附則第三十三条の三第五項に 「又は山林所得金額」 法附則第三十四条第四項に規 一第五項に規定する上場 般株式等に係 とあるの

20 略

# 、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

#### 第四条の二 略

2 9 略

10 規定する土地等に係る事業所得等の金額、 は、 の規定の適用については、 第 定する長期譲渡所得の金額、 る上場株式等に係る配当所得等の金額、 項 法附則第三十三条の二 項又は第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合における前項 若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第一項に規定す 第三十五条第一 項、 第 同項第一 第三十五条の二第一項、 一項、 法附則第三十五条第一項に規定する短期譲 第三十三条の三第 号中 法附則第三十三条の三第一項に 「又は山林所得金額」 法附則第三十四条第一項に規 第三十五条の二 項、 第三十四 とあるの <u>の</u> 二 条第

る譲渡所得等の 渡所得の金額、 定する長期譲渡所得の金額、 規定する土地等に係る事業所得等の金額、 は の規定の適用については、 「若しくは山林所得金額又は 又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合における前 金額 法附則 第三十五条の二第六項に規定する株式等 同項第 法附則第三十五条第五項に規定する短期譲 若しくは法附則第三十五条の四第四 号中 法附則第三十三条の三第五 「又は山 法附則第三十四条第四 林所得金額

]項に規

項

とあ

る

20 略

規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

項

に係

# 、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

2 9 略 第四条の二

略

10 法附則第三十三条の三第 項

第三十四

[条第

項 第三十五条第一 項、 第三十五条の二第 項

の規定の適用については、 又は第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合における前 同項第一 号中 「又は山 林所得金 額 とあ る  $\mathcal{O}$ 

は、 「若しくは山林所得金額又は

定する長期譲渡所得の金額、 規定する土地等に係る事業所得等の金額、 法附則第三十五条第 法附則第三十三条の三 法附則第三十四条第一項に規 一項に規定する短期 第 項 譲

2 \ 18 第七条 19 11 18 5 17 規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 渡所得の金額、 規定する土地等に係る事業所得等の金額、 る上場株式等に係る配当所得等の金額、 の規定の適用については、 第五項又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合における前項 兀 規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第一項に る譲渡所得等の金額 渡所得の金額、 株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第四項に る譲渡所得等の金額 定する長期譲渡所得の金額、 は、 (不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等 項、 略 法附則第三十三条の二 若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定す 第三十五条第五項、 略 略 法附則第三十五条の二第一 法附則第三十五条の二第五項に規定する 法附則第三十五条の二の 法附則第三十五条の二の 一第五項、 同項第一号中「又は山林所得金額」とあるの 第三十五条の二第五項 法附則第三十五条第五項に規定する短期譲 第三十三条の三第五項、 法附則第三十三条の三第五項に 法附則第三十四条第四項に規 項に規定する一 一第五項 一第 第三十五条の二 項に規定する上場 に規定する上場 般株式等に係 般株式等に係 第三十四条第 <u>の</u> 二 2 \ 18 第七条 19 18 11 17 渡所得の金額、 規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 る譲渡所得等の金額 定する長期譲渡所得の金額、 規定する土地等に係る事業所得等の金額、 は、 の規定の適用については、 兀 規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 る譲渡所得等の 渡所得の金額、 (不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等 項、 略 法附則第三十三条の三第五項 一若しくは山林所得金額又は 第三十五条第五項、 略 略 略 又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合における前 金額 法附則第三十五条の二第一 法附則第三十五条の二 同項第一号中 第三十五条の一 法附則第三十五条第五項に規定する短期譲 若しくは法附則第三十五条の四第四 若しくは法附則第三十五条の四第 一第六項に規定する株式等 「又は山林所得金額」 一第六項 法附則第三十四条第四項 5附則第三十三条の三 項に規定する株式等 第三十四 とあ 第五 に規 るの [条第 項 に係 項 に係 項

- いう。)の取得は、当該事業契約締結後に行うものであること。る不動産取引の目的となる不動産(第三号において「対象不動産」と、法附則第十一条第十四項に規定する特例事業者による事業契約に係
- あること。

  の敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地を取得するもので
  の敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地を取得するもので
  及び同項第三号に掲げる特定家屋又は同項第四号に掲げる家屋及びそ
- 三 次に掲げる対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
- に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。 敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地の取得後二年以内 法附則第十一条第十四項第四号に掲げる家屋 当該家屋及びその

五 その他国土交通大臣が総務大臣と協議して定める事項

| に掲げる家屋とする。 | 修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次|| 家屋として政令で定めるもの並びに同項第四号に規定する増築、改築、|| 家屋として政令で定めるもの並びに同項第四号に規定する建替えが必要な

新築された日から起算して十年を経過した家屋

流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた家屋二 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により全壊、

21

供するものを除く。 風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に 規制及び業務の適正化等に関する法律第二 館 は同条第三 設 法第二条第二号に規定する路外駐車場に限る。 用途が、 二に規定する耐火建築物をいう。 屋として政令で定めるものは、 条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。 (平成元年法律第六十四号) 法附則第十一条第十四項第一号に規定する都市機能の向上に資する家 (地域に 公会堂、 住宅、 |項に規定する特定民間施設をいう。 おける公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律 劇場 事務所、 ) とする。 映画館、 店舗、 第二条第二項に規定する公的介護施設等又 遊技場又は倉庫であるもの 旅館、 耐火建築物 又は準耐火建築物 ホテル、 一条第六項に規定する店舗型性 (建築基準法第二条第九号の )であつて、 料理店、 学校、 図書館、 (建築基準法第二 駐車場 (風俗営業等の 病院、 博物館、 当該家屋 介護施 (駐車場 숲

(上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税

(上場株式等に係る配当所得 に係る道府県民税及び市町村民税の課税

### の特例)

第十六条の二の十一 法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額とする。この場当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額とする。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額がら控除する。

句にそれぞれ読み替えるものとする。 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字 ・2 法附則第三十三条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の ①

法第四十五条の	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三
二第一項第一号		十三条の二第一項に規定する上場株
		式等に係る配当所得等の金額
第七条の二第二 山林所得金額	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三
項		条の二第一項に規定する上場株式等
		に係る配当所得等の金額(以下「上
		場株式等に係る配当所得等の金額」
		という。)
第七条の三第二	山林所得金額	山林所得金額並びに上場株式等に係
項、第七条の三		る配当所得等の金額
の四第二項及び		
第七条の十三		

### の特例)

## 第十六条の二の十一

句にそれぞれ読み替えるものとする。上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字の法附則第三十三条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の

		に係		額」	上	等	<u>+</u> <u>=</u>		株	第三
の四第二項及び	項、第七条の三	第七条の三第二				項	第七条の二第二		二第一項第一号	法第四十五条の
		山林所得金額					山林所得金額			又は山林所得金額
	る配当所得の金額	山林所得金額並びに上場株式等に係	という。)	場株式等に係る配当所得の金額」	に係る配当所得の金額(以下「上	条の二第一項に規定する上場株式等	山林所得金額並びに法附則第三十三	式等に係る配当所得 の金額	十三条の二第一項に規定する上場株	若しくは山林所得金額又は附則第三

金額			金額	
する上場株式等に係る配当所得の			する上場株式等に係る配当所得等の	
特別措置法第八条の四第一項に規定	金額		特別措置法第八条の四第一項に規定	金額
若しくは山林所得金額若しくは租税	若しくは山林所得		若しくは山林所得 若しくは山林所得金額若しくは租税	若し
配当所得の金額」という。)			配当所得等の金額」という。)	
以下「上場株式等に係る			号を除き、以下「上場株式等に係る	
式等に係る配当所得 の金額 (			式等に係る配当所得等の金額(第一	
十三条の二第五項に規定する上場株			十三条の二第五項に規定する上場株	
若しくは山林所得金額又は附則第三	法第三百十五条 又は山林所得金額	法第三百十五条	又は山林所得金額   若しくは山林所得金額又は附則第三	法第三百十五条 又は
30	句にそれぞれ読み替えるものとする。	句にそれぞれ読	るものとする。	句にそれぞれ読み替えるものとする。
19げる字句は、同表の下欄に掲げる字	る規定中同表の中欄に掲げる字句は、	上欄に掲げる規	上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字	上欄に掲げる規定中国
三十三条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の	三条の二第五項の規	2 法附則第三十	法附則第三十三条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の	4 法附則第三十三条
			80	得の金額から控除する。
			当該損失の金額は、当該上場株式等の配当等に係る利子所	あるときは、当該損害
			配当等に係る配当所得の金額の計算上生じた損失の金額が	上場株式等の配当等に
			金額及び配当所得の金額の合計額とする。この場合において、当該	得の金額及び配当所は
			前年中の同項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所	した金額は、前年中の
			子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算	子所得の金額及び配置
			法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等の配当等に係る利	3 法附則第三十三条
等に係る配当所得の金額			等に係る配当所得等の金額	
若しくは山林所得金額又は上場株式	又は山林所得金額	第七条の十一	又は山林所得金額 若しくは山林所得金額又は上場株式	第七条の十一 又は
所得の金額		号亦	所得等の金額	号亦
総所得金額、上場株式等に係る配当	総所得金額	第七条の九第二 総所得金額	得金額  総所得金額、上場株式等に係る配当	第七条の九第二 総所得金額

所得等の	第十八条	の特例)	(一般株	<i>の</i> ニ	第四十八条の	第二号ホ	第四十八条	四十八条	二第二項及び第	四十六条の三の	の二第二項、	第四十六条の二				第二項	第四十六条	一号	条の二第一項第	及び第三百十七	法第三百十七条
金額とし	法附則第		式等  に係		五.		の三	次の六	及び第	の三の	項、第						<i>の</i> <u>-</u>		一項第	百十七	
て政令で定めると	三十五条の二第一		:る譲渡所得等に係		又は山林所得金額		総所得金額					山林所得金額					山林所得金額				又は山林所得金額
所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同席	法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡		般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税	等に係る配当所得等の金額	若しくは山林所得金額又は上場株式	所得等の金額	総所得金額、上場株式等に係る配当				る配当所得等の金額	山林所得金額並びに上場株式等に係	という。)	場株式等に係る配当所得等の金額」	に係る配当所得等の金額(以下	条の二第五項に規定する上場株式等	山林所得金額並びに法附則第三十三			等に係る配当所得等の金額	若しくは山林所得金額又は上場株式
同項に			課 税 ———		株式		出当					係		額	上		十三				株式
所得等の金額と	第十八条 法附則	の特例)	(株式等	<b>の</b> 二	第四十八条の五	第二号ホ	第四十八条の三	四十八条の六	二第二項及び第	四十六条の三の	の二第二項、第	第四十六条の二				第二項	第四十六条の二	一号	条の二第一項第	及び第三百十七	法第三百十七条
して政令で定めると	第三十五条の二第一		係る譲渡所得等に係		又は山林所得金額		総所得金額					山林所得金額					山林所得金額				又は山林所得金額
として政令で定めるところにより計算した金額は、	則第三十五条の二第一項に規定する株式等に		に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税	等に係る配当所得の金額	若しくは山林所得金額又は上場株式	所得の金額	総所得金額、上場株式等に係る配当				る配当所得 の金額	山林所得金額並びに上場株式等に係	という。)	場株式等に係る配当所得	に係る配当所得の金額(	条の二第五項に規定する上場株式等	山林所得金額並びに法附則第三十三			等に係る配当所得 の金額	若しくは山林所得金額又は上場株式
`	係る譲渡		税		上		係る					式		の金額」	以下	場株	第三				上提

規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる同条第二項

めるところにより控除する。 た年において、 0 該 0) 0 その他の所得税に関する法令の規定(租税特別措置法施行令第二十五条 渡」という。 た損失の金額があるときは、 項に規定する譲渡 金額の合計額とする。 条から附則第十八条の六までにおいて同じ。 十二第七項及び第二十六条の二十八の三第六項の規定を除く。 般株式等の譲渡に係る事業所得の金額 )による事業所得、 に規定する 次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定 (以下この項及び第五項において この場合において、これらの金額の計算上生じ 般株式等の租税特別措置法第三十七条の 当該損失の金額は、 譲渡所得及び雑所得について所得税法 譲渡所得の金額及び雑所得 )の例により計算した当 当該損失の金額が生じ 「一般株式等の譲 以下こ 十第

額及び雑所得の金額から控除する。金額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金一 当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の

額及び雑所得の金額から控除する。金額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金二 当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の

及び譲渡所得の金額から控除する。 額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額 三 当該一般株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金

係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者が、法第四十五2 前年中において法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に

2

規定する株式等に 係る譲渡所得等の基因となる法附則第三十五条の

二の二第二項に規定する株式等の同条第一項

めるところにより控除する。 た年において、 た損失の金額があるときは、 の金額の合計額とする。 該  $\mathcal{O}$ の十二第七項及び第二十六条の二十八の三第六項の規定を除く。 その他の所得税に関する法令の規定(租税特別措置法施行令第二十五条 条から附則第十八条の六までにおいて同じ。 株式等の譲渡 という。)による事業所得、 に規定する譲渡 次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定 に係る事業所得の金額、 (以下この項及び第六項において この場合において、 当該損失の金額は、 譲渡所得及び雑所得について所得税法 これらの金額の計算上 譲渡所得の金額及び雑 当該損失の金額が生じ の例により計算した当 「株式等の 以下こ 譲 生じ 所得

額及び雑所得の金額から控除する。金額 当該損失の金額は、当該株式等の譲渡 に係る譲渡所得の金部は、当該株式等の譲渡 に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の

額及び雑所得の金額から控除する。金額 当該損失の金額は、当該株式等の譲渡 に係る事業所得の金一 当該株式等の譲渡 に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の

係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者が、法第四十五前年中において法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に

計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。 の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。 ところにより、 条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、 一般株式等に係る譲渡所得等の金額 (法附則第三十五条 総務省令で定める <u>)</u>

3 令で定める事項を記載した書類」とする。 規定する 又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五条の二第一項に 適用については、 前項の者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式 一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定 同項中 「明細書」とあるのは 「明細その他総務省

> 計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。 の二第一項に規定する株式等 ところにより、 条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、 株式等 に係る譲渡所得等の金額 に係る譲渡所得等の金額をいう。 (法附則第三十五条 総務省令で定める <u>)</u>

の適用については、 令で定める事項を記載した書類」とする。 規定する株式等 又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五条の二第一項に 前項の者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株 同項中 に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定 「明細書」とあるのは、 明細その他総務省

3

4 号に掲げる事由に応じ当該各号に定める金額とする。 掲げる事由とし、 法附則第三十五条の二第二項に規定する政令で定める事由は次の各号 同項に規定する政令で定める金額はそれぞれ当該各

の資産の 約権に代えて交付を受ける場合 該合併により当該新株予約権者が有していた当該被合併法 する被合併法人をいう。 一号に規定する合併法人をいう。 のみの交付を受ける場合を除く。 合併 価額の合計額 当該合併に係る被合併法人(法人税法第二条第十一 第九項において同じ。 (当該合併により合併法人 第九項におい における金銭の額及び金銭以外 て同じ。 の新株予約権者が当 (同条第十 号に規定 新株予約 新 株予

交付を受ける金銭の額 により当該新株予約権者が有していた当該法人の新株予約権に代えて 組織変更 当該組織変更をした法人の新株予約権者が当該組織変更

次の

表

法附則第三十五条の二第 一項の規定の適用がある場合には、 次の 表の 5 法附則第三十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、

句にそれぞれ読み替えるものとする。 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 同表の下欄に掲げる字

	等に係る譲渡所得等の金額		
笙	観 若しくは山林所得金額又は一般株式	又は山林所得金額	第七条の十一
문	所得等の金額		号 ホ
第	総所得金額、一般株式等に係る譲渡	総所得金額	第七条の九第二
笙			第七条の十三
$\mathcal{O}$			の四第二項及び
項	る譲渡所得等の金額		項、第七条の三
笙	山林所得金額並びに一般株式等に係	山林所得金額	第七条の三第二
	という。)		
	般株式等に係る譲渡所得等の金額」		
	に係る譲渡所得等の金額(以下「一		
項	条の二第一項に規定する一般株式等		項
笙	山林所得金額並びに法附則第三十五	山林所得金額	第七条の二第二
	式等に係る譲渡所得等の金額		
_	十五条の二第一項に規定する一般株		二第一項第一号
法	観 若しくは山林所得金額又は附則第三	又は山林所得金額	法第四十五条の

上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 句にそれぞれ読み替えるものとする。 同表の下欄に掲げる字

した当該株式等の譲渡と「係る事業所得の	例により計算した当時	法令の規定の例.
いて所得税法その他の所得税に関する	譲渡所得及び雑所得につ	業所得、譲渡所
基因となる株式等の譲渡 による事	係る譲渡所得等の基因となる株式等	る株式等に
金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定す	令で定めるところに	の金額として政
規定する株式等に 係る譲渡所得等	則第三十五条の二第六項に規定する株式等に	6 法附則第三十
- に係る譲渡所得等の金額		
若しくは山林所得金額又は株式等	又は山林所得金額	第七条の十一
所得等の金額		号ホ
総所得金額、株式等に係る譲渡	総所得金額	第七条の九第二
		第七条の十三
		の四第二項及び
る譲渡所得等の金額		項、第七条の三
山林所得金額並びに株式等に係	山林所得金額	第七条の三第二
という。)		
式等 に係る譲渡所得等の金額」		
に係る譲渡所得等の金額(以下「株		
条の二第一項に規定する株式等		項
山林所得金額並びに法附則第三十五	山林所得金額	第七条の二第二
に係る譲渡所得等の金額		
十五条の二第一項に規定する株式等		二第一項第一号
若しくは山林所得金額又は附則第三	又は山林所得金額	法第四十五条の
		イルンなどな言

法令の規定の例により計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の 業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する る一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる一般株式等の譲渡による事 5

の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、

同項に規定す

法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等

の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失いて、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合にお

- 額及び雑所得の金額から控除する。金額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金 当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の
- 額及び雑所得の金額から控除する。 金額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金二 当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の
- 及び譲渡所得の金額から控除する。 額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額三 当該一般株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金
- 7 6 係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一項第一号の者が、 十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額をいう 定めるところにより、 百十七条の一 前 項の の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。 年中において法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に 者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式 二第 項に規定する申告書を提出する場合には、 般株式等に係る譲渡所得等の金額 (法附則第三 総務省令で 法第三

又は

同

項に規定する承継特定株式に係る法附則第一

三十五条の一

一第五項に

一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定

規定する

0)

適用については、

同項中

「明細書」

とあるのは、

「明細その他総務省

の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失いて、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合にお

- 額及び雑所得の金額から控除する。金額(当該損失の金額は、当該株式等の譲渡) に係る譲渡所得の金金額(当該株式等の譲渡) に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の
- 額及び雑所得の金額から控除する。金額 当該損失の金額は、当該株式等の譲渡 に係る事業所得の金当該株式等の譲渡 に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の
- 及び譲渡所得の金額から控除する。額、当該損失の金額は、当該株式等の譲渡。「に係る事業所得の金額三、当該株式等の譲渡」「に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金
- 8 7 又は同  $\mathcal{O}$ 規定する株式等 十五条の二第六項に規定する株式等 定めるところにより、 百十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、 係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一項第 適用については、 前 前年中において法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等 の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。 項の者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式 『項に規定する承継特定株式に係る法附則第 同項中 に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定 株式等 「明細書」とあるのは、 に係る譲渡所得等の金額 に係る譲渡所得等の金額をい 三十五条の一 「明細その 号の者が、 (法附則第三 総務省令で 他総務省 第六項に 法 第三

額 しく にっこう にっこう にっこう にっこう にっこう にっこう だいしょく にっこう しんしゅう しんしゃ しんしゃ しんしゃ しんしゃ しんしゃ しんしゃ しんしゃ しんし	<b>苦しくは山林昕寺</b>			法第三百十五条   又は山林所得金額	句にそれぞれ読み替えるものとする。	上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	8 法附則第三十五条の二第五項の規定の適用がある場合には、												令で定める事項を記載した書類」
規定する一般株式等に係る譲渡所得特別措置法第三十七条の十第一項に		号を除き、以下「一般株式等に係る武等に係る譲渡所得等の金額(第一	十五条の二第五項に規定する一般株	る場合では、自然では、おります。 は、おります。 は、おります。 は、おります。 は、おります。 は、おります。 は、おります。 は、おります。 は、おります。 は、おります。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	<b>ි</b>	掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字	規定の適用がある場合には、次の表の												とする。
額 し く	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――			法第三百十五条 又は山林所得金額	句にそれぞれ読み替えるものとする。	上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	10 法附則第三十五条の二第六項の規定の適用がある場合には、	交付を受ける金銭の額	により当該新株予約権者が有していた当該法人の新株予約権に代えて		の合計額	を受ける場合を除く。)における金銭の額及び金銭以外の資産の価額	交付を受ける場合(当該合併により合併法人の新株予約権のみの交付	当該新株予約権者が有していた当該被合併法人の新株予約権に代えて	一 合併 当該合併に係る被合併法人の新株予約権者が当該合併により	号に掲げる事由に応じ当該各号に定める金額とする。	に掲げる事由とし、同項に規定する政令で定める金額はそれぞれ当該各	9 法附則第三十五条の二第七項に規定する政令で定める事由は次の各号	令で定める事項を記載した書類」とする。

第	<i>T</i>	<i>h</i>	<i>bb</i> :	<i>bb</i> :	ш	_	ш	<i>T</i>	<i>/</i>				<u>/-/</u>	<i>bb</i> :		夕	77	<b>λ</b> Ι-	
第十八条の二 法の特例) (上場株式等に	0 =	第四十八条の五	第二号ホ	第四十八条の三	四十八条の六	二第二項及び第	四十六条の三の	の二第二項、第	第四十六条の二				第二項	第四十六条の二	一号	条の二第一項第	及び第三百十七	法第三百十七条	
附則第三十五条の二条る譲渡所得等に係		又は山林所得金額		総所得金額					山林所得金額					山林所得金額				又は山林所得金額	
-八条の二 法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に7特例)(上場株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税	等に係る譲渡所得等の金額	若しくは山林所得金額又は一般株式	所得等の金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡				る譲渡所得等の金額	山林所得金額並びに一般株式等に係	という。)	般株式等に係る譲渡所得等の金額」	に係る譲渡所得等の金額(以下「一	条の二第五項に規定する一般株式等	山林所得金額並びに法附則第三十五			等に係る譲渡所得等の金額	若しくは山林所得金額又は一般株式	等の金額
	$\Box$		绺	笄	пп	_	Ш	$\sigma$	笙				绺	熔		冬	刄		
	の 二	第四十八条の五	第二号ホ	第四十八条の三	四十八条の六	二第二項及び第	四十六条の三の	の二第二項、第	第四十六条の二				第二項	第四十六条の二	一号	条の二第一項第	及び第三百十七	法第三百十七条	
		又は山林所得金額		総所得金額					山林所得金額					山林所得金額				又は山林所得金額	
	に係る譲渡所得等の金額	若しくは山林所得金額又は株式等	所得等の金額	総所得金額、株式等に係る譲渡				る譲渡所得等の金額	山林所得金額並びに株式等に係	という。)	式等に係る譲渡所得等の金額」	に係る譲渡所得等の金額(以下「株	条の二第六項に規定する株式等	山林所得金額並びに法附則第三十五			に係る譲渡所得等の金額	若しくは山林所得金額又は株式等	等の金額

る。 この場合において 得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係 係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は る事業所得の金額、 する譲渡 に規定する上場株式等の租税特別措置法第三十七条の十一 に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除す 同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる同条第二項 による事業所得 当該損失の金額は、 (以下この これらの金額の計算上生じた損失の金額があるとき 項及び第五項において「上場株式等の譲渡」 譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。 譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所 当該損失の金額が生じた年において、 第一 項に規定 次の各号 という

- 額及び雑所得の金額から控除する。金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の
- 額及び雑所得の金額から控除する。 金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金二 当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の
- 十五条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者が、法第四前年中において法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式

3 規定の適用については、 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項 又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五条の二の二第一 五条の二の めるところにより、 省令で定める事項を記載した書類」 項の 0) 者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式 計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。 一第 項 に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をい 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 同項中 「明細書」とあるのは、 とする。 (法附則第三十 「明細その他

4 等に係る譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。 附則第三十五条の二 がある場合について準用する。 前条第四項の規定は、 般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるの 第一 項」 法附則第三十五条の二の一 とあるのは この場合において 「附則第三十五条の二 一第 前条第四項の 項の規定の は 「上場株式 一の二第一 表中「 適 闸

5

得等の 損失の金額は、 得の金額 する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所 る事業所得 において、 定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる上場株式等の譲渡によ )失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。 法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡 金額として政令で定めるところにより計算した金額 これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、 譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。 譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関 当該損失の金額が生じた年において、 次の各号に掲げる は この場合 同 項に規 所

当該上

場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の

額及び雑所得の金額から控除する。金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金

- 額及び雑所得の金額から控除する。 金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金二 当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の
- 及び譲渡所得の金額から控除する。

  国 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額 当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金
- 6 前年中において法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一項第一号の者が、法第三百十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則額をいう。)の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければなら初をいう。)の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければなら初をいう。)の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければなら知をいう。)の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければなら知をいう。)の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければなら知をいう。)の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければなら知をいう。)の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければなら知をいう。)の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければなら知るという。)の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければなら知をいう。)の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければなら知るという。
- 務省令で定める事項を記載した書類」とする。

  現定の適用については、同項中「明細書」とあるのは、「明細その他総理に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五条の二の二第五、前項の者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式
- 附則第三十五条の二第五項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第五がある場合について準用する。この場合において、前条第八項の表中「8 前条第八項の規定は、法附則第三十五条の二の二第五項の規定の適用

「第三十七条の十一第一項」と読み替えるものとする。等に係る譲渡所得等の金額」と、「第三十七条の十第一項」とあるのは項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式

# の特例)(特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税)

●して政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式又は公社債の区分に応第十八条の三 法附則第三十五条の二の三第一項に規定する損失の金額と 第

当該各号に定める金額とする。

じ、

当該各号に定める金額とする。

理株式等の数を乗じて計算した金額における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定管における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定管理株式が発生した日において次項」に定めるところにより当該特定管理株式等につき当該事実

る当該金額に当該株式の数を乗じて計算した金額 有株式をいう。以下この条において次項 に定めるところにより当同じ。)から払い出された時において次項 に定めるところにより当同じ。)から払い出された時において次項 に定めるところにより当ま株式をいう。以下この条においてを明定による。以下この条においてを明定の元の三第二項に規定する特定管理口座をいう。以下この条においての三第一項に規定する特定保

# (特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税

の特例

| でつき同項に規定する事実が発生した | 一当該特定管理株式を | いう。以下この条において同じ。) | 当該特定管理株式 | 特定管理株式 (法附則第三十五条の二の二第一項 | に規定する特定

理株式の一数を乗じて計算した金額における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定管に係る一株当たり の金額に相当する金額を算出した場合に係る一株当たり の金額に相当する金額を算出した場合

る当該金額に当該株式の数を乗じて計算した金額 ちつた特定管理株式 であつた株式が特定管理口座 (法附則第三十五条の二の二第二項に規定する特定管理口座をいう。以下この条においての二の二第二項に規定する特定管理口座をいう。以下この条においての上、から払い出された時において第三項に定めるところにより当まれて係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合においてのこの二第一項に規定する特定保持式となる当該金額に当該株式の数を乗じて計算した金額

三 特定口座内公社債(法附則第三十五条の二の三第一項に規定する特定口座内公社債をいう。以下この条において同じ。) 同項に規定す当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債に係る一単位当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債に係る一当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債の数を乗当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債の数を乗当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債の数を乗当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債の数を乗当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債の数を乗当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債の数を乗当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債の数を乗当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債の数を乗当方に対して、対策を対して、対策を対策を対象の対策を表する当該特定の表す。

2 資産の び第六項において同じ。 等 交付の基因となつた同条第三項又は第四項に規定する事由に基づく株式 係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産 の規定によりその額及び価額の合計額が同条第 政令で定めるものは、 法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡に類するものとして (法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等をいう。 価額に対応する権利の移転又は消滅とする。 租税特別措置法第三十七条の十第三項又は第四 )についての当該金銭の額及び当該金銭以外 | 項に規定する株式等に 次項及 項

3 金額、 定管理株式 義務者が有するそれぞれの特定管理口座ごとに、 譲渡をいう。 る特定管理株式 特定管理株式 譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、 以下この条 の譲渡以外の株式等 の譲渡 の譲渡による事業所得、 (法附則第三十五条の二の二第二項に規定する において同じ。)による事業所得 譲渡所得又は雑所得と当 道府県民税の所得割の納税 当該特定管理口 1座に係 該特

2

特定管理株式等の譲渡

義務者が有するそれぞれの特定管理口座ごとに、

譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、道府県民税の所得割の納税

以下この項及び第五項において同じ。)による事業所得の

(法附則第三十五条の二の三第二項に規定する

定管理株式等の譲渡以外の株式等

(同条第二項に規定する株式等をいう

譲渡所得又は雑所得

譲渡所得又は雑所得と当該特

当該特定管理口座に係

第五項において同じ。)の譲渡による事業所得、

る特定管理株式等の譲渡による事業所得、

金額、

譲渡をいう。

とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によりの譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得

とを区分して、

所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により

計算するものとする。

一 特定管理株式等 法附則第三十五条の二の三第五項に規定する事実 の発生の直前において有する当該特定管理株式等に係る一株又は一単位当た の発生の直前において有する当該特定管理株式等に係る一株又は一単位当た の発生の直前において有する当該特定管理株式等に係る一株又は一単位当た の発生の直前において有する当該特定管理株式等に係る一株又は一単位当た の発生の直前において有する当該特定管理株式等の人の三第五項に規定する事実 に と し

合における当該金額に当該株式の数を乗じて計算した金額により当該株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場株式が特定管理口座から払い出された時において次項に定めるところ二 特定保有株式 当該特定保有株式となつた特定管理株式等であつた

当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該次条第五項に定めるところにより当該特定口座内公社債に係る一単位実が発生した特定口座内公社債につき当該事実が発生した日において実が発生した時に対して

計算するものとする。

町村長が認めるときは、この限りでない。町村長が認めるときは、この限りでない。単、民税の所得割の納税義務者は、同条第三項の申告書に、同条第一項の県民税の所得割の納税義務者は、同条第三項の申告書に、同条第一項のの場所の所得割の納税義務者は、同条第三項の申告書に、同条第一項のの場所の所得割の納税義務者は、同条第三項の申告書に、同条第一項の場所の規定の適用を受けようとする道府

号に定める金額とする。

定める金額は、次の各号に掲げる株式
の区分に応じ、当該各定める金額は、次の各号に掲げる株式
の区分に応じ、当該各定める金額として政令で

特定管理株式の数を乗じて計算した金額 第五項に規定する事実が発生した日において次項に定めるところにより当該特定管理株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実が発生した日において次項に定めるところによ

合における当該金額に当該株式の数を乗じて計算した金額により当該株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場株式が特定管理口座から払い出された時において次項に定めるところ一 特定保有株式 当該特定保有株式となつた特定管理株式 であつた

計算した金額

5 6 所得の 当該申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市 規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならない。 法その他の 式等の譲渡による事業所得、 村民税の所得割の納税義務者は、 る事業所得 定管理口座ごとに、 法附則第三十五条の二の三第五項の規定の適用を受けようとする市町 特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、 金額は、 所得税に関する法令の規定の例により計算するものとする。 譲渡所得又は雑所得と当該特定管理株式等の譲渡以外の株 市町村民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれ 当該特定管理口座に係る特定管理株式等の譲渡によ 譲渡所得又は雑所得とを区分して、 同条第七項の申告書に、 譲渡所得の金額又は 同条第五項の ただし、 所得税 の特 雑

7 6 町 定管理口座ごとに、 所得の金額は、 当該申告書にその記載がないことについてやむを得ない 規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならない。 村民税の所得割の納税義務者は、 法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算するものとする。 式等の譲渡による事業所得、 る事業所得、 村長が認めるときは、 特定管理株式 法附則第三十五条の二の二第五項の規定の適用を受けようとする市 譲渡所得又は雑所得と当該特定管理株式 市町村民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれ の譲渡による事業所得の金額、 当該特定管理口座に係る特定管理株式 この限りでない。 譲渡所得又は雑所得とを区分して、 同条第七項の申告書に、 譲渡所得の金額又は 理由があると市 の譲渡以外の株 同条第五項の の譲渡によ ただし、 所得税 の特

# (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税

の所得計算の特例

町

村長が認めるときは、

この限りでない。

第十八条の四 算は 同 管上場株式等 ľ 0 道府県民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれの特定口座 による事業所得の金額 譲渡 法附則第三十五条の二の四第一 (以下この項において「特定口座内保管上場株式等」とい (同条第一 項に規定する譲渡をいう。 譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計 項に規定する特定口座内保 以下この条において

## 第十八条の三削除

の所得計算の特例)(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税

第十八条の四 う。 ) 算は、 同じ。 管上場株式等 道府県民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれの特定口座 0) 譲渡 による事業所得の金額、 法附則第三十五条の二の四第一 (以下この項において「特定口座内保管上場株式等」とい (同条第一 項に規定する譲渡をいう。 譲渡所得の金額又は雑所得の金額 項に規定する特定 以下この条にお 口 座 の計 いて 内

特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、 区分して、 0 等 譲渡所得又は 当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得 同項に規定する特定口座をいう。 文は雑所得の金額を計算することにより行うものとする 条におい 則第 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該 て同じ。 雑所得と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式 一十五条の の譲渡による事業所得、 一の三第二 以下この条において同じ。)ごとに、 一項に規定する株式等をいう。 譲渡所得又は雑所得とを 譲渡所得の 以下こ 金

2 略

3

0) 法施行令 第三十二条第十五項の規定により同条第十四項」 三十二条第十四項及び第十五項の規定は、 適 る法附則第三十五条の二の二第一項の規定の適用については、 規定により第三十二条第十四項」とする。 座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、 |用がある場合における同号に規定する当該割当株式を受け入れた特定 租 税特別措置法施行令第二十五条の十の二第二十二項第三号の規定の (昭和二十五年政令第二百四十五号) 適用しない。 附則第十八条の四第三項 とあるのは、 この場合におけ 同項中「 「地方税 法第 3

五条の二の六第八項又は第三十五条の三第八項において準用する法第四等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者で租税特別等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者で租税特別等 前年中において法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式

4

額 特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、 区分して、 の条において同じ。 等 譲渡所得又は雑所得と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の 当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得 同項に規定する特定口座をいう。 又は雑所得の金額を計算することにより行うものとする (法附則第 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該 三十五条の二の二第二項に規定する株式等をいう。 の譲渡による事業所得、 以下この条において同じ。 譲渡所得又は雑所得とを 譲 渡所 以下こ 得 株式 0

2 略

の規定により第三十二条第十四項」 法施行令 第三十二条第十五項の規定により同条第十四項」 る法附則第三十五条の二第一項 三十二条第十四項及び第十五項の規定は、  $\Box$ 適用がある場合における同号に規定する当該割当株式を受け入れ 座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、 租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第二十三項第三号の規 (昭和二十五年政令第二百四十五号) とする。 の規定の適用については、 適用しない。 附則第十八条の四第三項 とあるのは、 この場合に 同 項中 た特定 地 法第 方税 お 定

等の営業所 措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者 五条の二の六第八項又は第三十五条の三第六項において準用する法第四 が 法第四十五条の一 前年中において法附則第三十五条の二第 係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第 (国内にあるものに限る。 第一 項又は第三項に規定する申告書 に特定口座を開設してい 一項 に規定する株式等に 一号の者で租 (法附則第三十 たも 税特

計表 特定口座年間取引報告書等及びこれらの特定口座年間取引報告書等の合 以下この項及び第八項において 五条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書又はその写し 式等の譲渡がないときは、 保管上場株式等の譲渡による事業所得、 添付に代えることができる。 八条の二 くは雑所得の基因となる上場株式等(法附則第三十五条の二の四第一項 十五条の二第四項の規定による申告書を含む。 て同じ。 に規定する上場株式等をいう。 一項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若し (二以上の特定口座を有する場合には、 を提出する場合において、 (総務省令で定める事項を記載したものをいう。 第 の添付をもつて附則第十八条の 一項の規定の適用については、 当該申告書を提出する場合における附則第十 第八項において同じ。 前年中に、 「特定口座年間取引報告書等」という。 譲渡所得若しくは雑所得又は第 第一項に規定する特定口座内 当該 租税特別措置法施行令第二十 二第 以下この項において同じ 二以上の特定口座に係る 二項に規定する明細書 · の譲渡以外の株 第八項にお  $\bar{O}$ V

5及び6 略

7 方税法施行令 ける法附則第一 三百十三条第十四項及び第十五項の規定は、  $\Box$ 適用がある場合における同号に規定する当該割当株式を受け入れた特定 「第三百十三条第十五項の規定により同条第十四項」とあるのは 座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、 租税特別措置法施行令第二十五条の十の二 三十五条の (昭和二十五年政令第二百四十五号) の 一第五項の規定の適用については、 第 適用しない。この場合にお 一十二項 附則第十八条の四第 (第三号の規定 同 項中 法第 地 0

> 計表 添付に代えることができる。 て同じ。)の添付をもつて附則第十八条第二項 特定口座年間取引報告書等及びこれらの特定口座年間取引報告書等の合 以下この項及び第八項において「特定口座年間取引報告書等」という。 五条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書又はその写し 八条第二項 式等の譲渡がないときは、 に規定する上場株式等をいう。 くは雑所得の基因となる上場株式等 二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若 保管上場株式等の譲渡による事業所得、 十五条の二第四項の規定による申告書を含む。 (二以上の特定口座を有する場合には、 を提出する場合において、 (総務省令で定める事項を記載したものをいう。 の規定の適用については、 当該申告書を提出する場合における附則 第八項において同じ。 前年中に、 (法附則第三十五条の二の四第一項 譲渡所得若しくは雑所得又は 第 租税特別措置法施行令第二十 当該二以上の特定口座に係 一項に規定する特定口 以下この項におい に規定する明 · の譲渡以外の株 第八項 細 Œ て 第十 同じ 書 お 座

5及び6 略

7

方税法施行令 け 三百十三条第十四項及び第十五項の規定は、  $\Box$ 適用がある場合における同号に規定する当該割当株式を受け入れ 「第三百十三条第十五項の規定により同条第十四項」とあるのは る法附則第一 座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、 租税特別措置法施行令第一 三十五条のコ (昭和二十五年政令第二百四十五号) 一第六項 一十五条の十の の規定の適用については 第 適用しない。 一十三項 附則第十八条の 第三 この場合に 号の た特定 同 項中 法第 兀 定 地地

8 事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等の譲渡以外の株式等の 雑所得又は第六項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による る特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、 する法第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。 第三十五条の二の六第十八項又は第三十五条の三第十八項において準用 業者等の営業所 特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引 等に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一項第一号の者で租 譲渡がないときは、 において同じ。 ものが法第三百十七条の二第一項又は第三項に規定する申告書 年中において法附則第三十五条の二の )を提出する場合において、 (国内にあるものに限る。) に特定口座を開設していた 当該申告書を提出する場合における附則第十八条の 二第五項に規定する上場株式 前年中に、 譲渡所得若しくは 第五項に規定す 以下この項 1 (法附則

## 算及び特別徴収等の特例 〈源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計

もつて同項に規定する明細書の添付に代えることができる。

一第六項の規定の適用については、

特定口座年間取引報告書等の

派付を

第十八条の四の二 ぞれの源泉徴収選択口座 額及び配当所得の金額の計算は、 等をいう。 (法附則第三十五条の二の五第一 以下この項及び第十項において同じ。 道府県民税の所得割に係る源泉徴収選択口座内配当等 (法附則第三十五条の二の五第1 当該所得割の納税義務者が有するそれ 項に規定する源泉徴収選択口座内 )に係る利子所得の金 一項に規定する .配当

七項の規定により第三百十三条第十四項」とする。

税

8

七項の規定により第三百十三条第十四項」とする。

七項 もつて同項に規定する明細書の添付に代えることができる。 譲渡がないときは、 事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等の譲渡以外の株式等の 雑所得又は第六項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による る特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、 において同じ。 する法第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。 第三十五条の二の六第十八項又は第三十五条の三第十四項において準 ものが法第三百十七条の二第一項又は第三項に規定する申告書 業者等の営業所 特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品 前年中において法附則第三十五条の二第六項 係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第  $\mathcal{O}$ 規定の適用については、 )を提出する場合において、 (国内にあるものに限る。) に特定口座を開設してい 当該申告書を提出する場合における附則第十 特定口座年間取引報告書等の 前年中に、 項第 に規定する株式等に 譲渡所得若しくは 第五項に規定 号の者で租 以下この (法 添付 八条第 1附則 取 項 用 引

## 算及び特別徴収等の特例 (源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計

第十八条の四の二 等をいう。 ぞれの源泉徴収選択口座 額 (法附則第三十五条の二の五第一 以下この条において同じ。 道府県民税の所得割に係る源泉徴収選択口 の計算は、 (法附則第三十五条の二の五第1 項に規定する源泉徴収選択口 当該所得割の納税義務者が有するそれ に 係る配当 一項に規定する 座 所 座 内 ]配当等 得 内 の金 配当

源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額 得税法第 泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の 源泉徴収選択口座をいう。 計算することにより行うものとする。 第十項において同じ。 及び配当 及び配当等 所得の 同 十三条第 法 金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等 (同法 その他の所得税に関する法令の規定の例により当該 項に規定する利子等をいう。 に係る利子所得の金額及び配当所得の金額とを 以下この条において同じ。)ごとに、 第二十四条第一項に規定する配当等をいう。 第十項において同じ 当該源 金額 (所

規定中 同じ。 び第三号中 あ 0) 座をいう。 選択口座 いて、 政令で定める場合及び政令で定める日について準用する。 定により読み替えて適用される法第七十一条の三十一第一 十六号に規定する選択口座をいう。 のるのは は 第九条の二十第一 第 当 )」とあるのは 第九条の二十第一 項に規定する金融商品取引業者等をいう。 選 該 「特別徴収義務者の営業所」 (法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択 以下この項」と、 択口座」 源泉徴収選択口座」 「金融商品取引業者等」 項の規定は、 とあるの 「特別徴収義務者」と、 項第一号中 は 「金融商品取引業者等 と 「源泉徴収選択口座」 法附則第三十五条の二の五第二項の規 とあるのは 以下この条」とあるのは 「選択口座 「金融商品取引業者等の営業所」 と、 同項第 「当該選択口座」とある 「特別徴収義務者」 (法第二十三条第一 一号から第五号までの 以下この条において (法第七十一条の と、 この場合にお 一項に規定する 同項第二号及 「源泉徴収 と読 項第 لح 五. П

み替えるものとする。

泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額源泉徴収選択口座をいう。以下この条において同じ。)ごとに、当該源

と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の

計算することにより行うものとする。 を源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額 を区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該第十項において同じ。)に係る配当所得の金額 とを配当等(所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。

2 規定中 同じ。 <u>+</u> 七号 いて、 み替えるものとする。 び第三号中 あるのは  $\mathcal{O}$ 座をいう。 選択口座 政令で定める場合及び政令で定める日について準用する。 定により読み替えて適用される法第七十一条の三十一 は 第九条の二十第一 第 当 )」とあるのは 第九条の二十第一 に規定する選択口座をいう。 一項に規定する金融商品取引業者等をいう。 選 該源泉徴収選択口 「特別徴収義務者の営業所」と、 (法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収 |択口座| 以下この項」と、 「金融商品取引業者等」とあるのは 項の規定は、 とあるの 「特別徴収義務者」と、 項第一号中 座 は 「金融商品取引業者等 Ł, 「源泉徴収選択口座」 法附則第三十五条の二の五第二 以下この条」とあるのは 「選択口座 「金融商品取引業者等の営業所」 同項第 (法第二十四条第 「特別徴収義務者」 「当該選択口座」 一号から第五号までの 以下この条に (法第七十一条の 第 同項第一 この場合に 一項に規定する 「源泉徴収 とある 項 お 選 一号及 いて 択 項  $\mathcal{O}$ لح 五. П

八項において同じ。) について徴収して納入すべき配当割の額の計算をたことにより源泉徴収選択口座内配当等(法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(法附則第三十五条の二の五第3 法附則第三十五条の二の五第三項の規定は、前項において準用する第

### 4及び5 略

する場合については、

適用しない

(同号に 規定する特定口座内保管上場株式は、その年中にした源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等6 法附則第三十五条の二の五第三項第一号に規定する政令で定める金額

条の十 する信用取引等に係る上場株式等の譲渡をいう。 係る上場株式等の譲渡 に 額 場株式等の譲渡による事業所得の金額、 等をいう。 とができない金額とする。 による事業所得の金額及び雑所得の金額から控除してもなお控除するこ に規定する差金決済をいう。 おいて処理された差金決済 の計算上生じた損失の金額のうち、 の三第 次項において同じ。)の譲渡につき租税特別措置法第三十七 一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上 (法附則第三十五条の二の五第三項第二号に規定 次項において同じ。 (法附則第三十五条の二の五第三 その年中に当該源泉徴収選択口座 譲渡所得の金額及び雑所得の 次項において同じ。 に係る信用取引等に 項 第 号 金

用取引等に係る上場株式等の譲渡につき租税特別措置法第三十七条の十は、その年中に源泉徴収選択口座において処理された差金決済に係る信法附則第三十五条の二の五第三項第二号に規定する政令で定める金額

7

7

する場合については、適用しない。 について徴収して納入すべき配当割の額の計算を

### - 及び5 略

6

四第 とができない金額とする。 による事業所得の金額及び雑所得の金額から控除してもなお控除するこ する信用取引等に係る上場株式等の譲渡をいう。 係る上場株式等の譲渡 に規定する差金決済をいう。 において処理された差金決済 額の計算上生じた損失の金額のうち、 場株式等の譲渡による事業所得の金額、 等をいう。 は、 、法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座内保管上場 法附則第三十五条の二の五第三項第一号に規定する政令で定める金額 その年中にした源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等 項 次項において同じ。 規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上 (法附則第三十五条の二の 次項において同じ。 (法第1 )の譲渡につき法附則第三十五条の二の 一十四条第 その年中に当該源泉徴収選 譲渡所得の金額及び雑所 )四第 項第七 次項において同じ。 に係る信用取引等に 項 択 得 に規定 口座 株式 0

用取引等に係る上場株式等の譲渡につき法附則第三十五条の二の四第二は、その年中に源泉徴収選択口座において処理された差金決済に係る信法附則第三十五条の二の五第三項第二号に規定する政令で定める金額

る。 及び雑所得の金額から控除してもなお控除することができない金額とす 定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、 額のうち、  $\mathcal{O}$ 上場株式等の譲渡につき同条第一項の規定に基づいて計算された当該特 譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金 の三第二項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等 その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管 譲渡所得の金額

#### 8及び9 略

10

法令の規定の例により当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の 額及び配当所得の金額とを区分して、 源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等及び配当等に係る利子所得の 徴収選択口座 それぞれの源泉徴収選択口座ごとに、 0) 金額及び配当所得の金額を計算することにより行うものとする 金額及び配当所得の金額の計算は、 市 町村民税の所得割に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得 内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該 所得税法その他の所得税に関する 当該所得割の納税義務者が有する 当該源泉徴収選択口座に係る源泉 金

# (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

## 第十八条の五

2 に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同項 部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、 法附則第三十五条の二の六第二項に規定する控除することができない (第四項第二号及び第六 上場株式

> る。 及び雑所得の金額から控除してもなお控除することができない金額とす 定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、 上場株式等の譲渡につき同条第一項の規定に基づいて計算された当該特 額のうち、  $\mathcal{O}$ 項 譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金 その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管 の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等 譲渡所得の金額

及び9 略

10  $\mathcal{O}$ 金額の 市 町村民税 の所得割に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る配当 計算は、 当該所得割の納税義務者が有する

所得

それぞれの源泉徴収選択口座ごとに、 当該源泉徴収 選択口座に係る源

徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当

源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る

法令の規定の例により当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当 配当所得の金額とを区分して、 所得税法その他の所得税に関 所 得の ける

# (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

金額を

計算することにより行うものとする

#### 第十八条の五 略

2 に規定する株式等に 等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同 部 法附則第三十五条の二の六第二項に規定する控除することができな 分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、 係る譲渡所得等の金額 (第四項第二号及び第六 上場 株式

生じた損失の金額のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)の計算上

3 上生じた損失の金額のうち、 生じた損失の金額又は当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算 じた損失の金額、 又は雑所得について、 等をいう。 により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生 譲渡に係る第一項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をい の上場株式等 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、 第十五項において同じ。 (法附則第三十五条の二の二第二項に規定する上場株式 当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例 それぞれその所得の基因となる上場株式等 )の譲渡による事業所得、 上場株式等の譲渡をした年 譲渡所得 3

いう。以下この項及び第七項第二号において同じ。)の控除については損失の金額(同条第六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額を4 法附則第三十五条の二の六第五項の規定による上場株式等に係る譲渡

#### 一略

次に定めるところによる。

定する上場株式等に係る配当所得等の金額(以下この号において「上場合には、その適用後の金額)及び法附則第三十三条の二第一項に規の金額(法附則第三十五条の三第三項及び第五項の規定の適用があるの金額(法附則第三十五条の三第三項及び第五項の規定の適用がある。 前年前三年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の

金額とする。 生じた損失の金額のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの項において「株式等に 係る譲渡所得等の金額」という。)の計算上

う。 じた損失の金額、 の譲渡に係る第一項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額を 上生じた損失の金額のうち、 生じた損失の金額又は により計算した当該株式等 又は雑所得について、 中 の株式等 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、 いう。 第十五項において同じ。 (法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等 所得税法その他の所得税に関する法令の それぞれその所得の基因となる上場株式等 の譲渡に係る事業所得の金額の計算上 )の譲渡による事業所得、 上場株式等の譲渡をした年 譲渡所得の金額の 雑所得の金額の計算 譲渡 規定の例 計 算上 所得

、次に定めるところによる。 いう。以下この項及び第七項第二号において同じ。) の控除については損失の金額(同条第六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額を4 法附則第三十五条の二の六第五項の規定による上場株式等に係る譲渡

#### 略

\_ 場合には、 定する上場株式等に係る配当所得 金額の控除をする場合において、 前年前一 金額 (法附則第1 三年内の一 その適用後の金額) 三十五条の三第三項 の年において生じた上場株式等に係る譲渡 及び法附則第三十三条の二第一項に規 前年 の金額 の株式等 (以下この号において「上 規定の適用がある に係る譲渡所得等 損

あるときは、当該上場株式等に係る配当所得等の金額から控除する。所得等の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額が場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該上場株式等に係る譲渡場株式等に係る配当所得等の金額」という。)があるときは、当該上

#### 三略

5

略

(4) では、 (5) では、 (6) 法附則第三十五条の二の六第六項に規定するまでの金額とする。 (6) 法附則第三十五条の二の六第六項に規定する控除することができない (6) 法附則第三十五条の二の六第六項に規定する対象に対象である。

#### 7 略

8 規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第 する短期譲渡所得の金額 第一項に規定する長期譲渡所得の金額、 三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、 得金額」とあるのは、 場合における前項の規定の適用については、 第三十五条の二第一項又は第三十五条の四第 法附則第三十三条の三第一 「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の 法附則第三十五条の 項、 第三十四条第一項、 法附則第三十五条第一 同項第一号中 一項の規定の適用がある 一第 項に規定する一 法附則第三十四条 第三十五条第一項 「又は山林所 項に規定 一項に 般

における法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三9 法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合

場株式等に係る配当所得 所得等の金額から控除し、 場株式等に係る譲渡損失の金額は、 あるときは、 当該上場株式等に係る配当所得 なお控除することができない損失の の金額」 まず、 という。 当該株式等 があるときは、 の金額から控除する。 に係る譲渡 金額が 当 該上

#### 三略

5

略

等に 係る譲渡所得等の金額の合計額に達するまでの金額とする。等に 係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、第三等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る株式部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式の法附則第三十五条の二の六第六項に規定する控除することができない

#### 略

8 第一項に規定する長期譲渡所得の金額 三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、 得金額」とあるのは、 場合における前項の規定の適用については、 法附則第三十三条の三第一項、 「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の 又は第三十五条の四第 第三十四条第 法附則第三十五条第 同項第 一項、 一項の規定の適用が 号中 法附則第三十 第三十五条第一項 「又は山 項に規定 -四条 |林所 ある

規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 若しくは法附則第三十五条の四第一

項

する短期譲渡所得の金額

における法附則第三十五条の二第五項第三号 ・ 法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合

お。)」とする。一十五条の二第四項の規定による申告書を含第八項において準用する第四十五条の二第四項の規定の適用については、同項中「道府県民税に関する申告書条第九項の規定の適用については、同項中「道府県民税に関する申告書か。)」とする。

### 一及び二略

法第四十五条の二第一項第一号 | 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される

条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の三の四第二項、第七の四附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される

該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当11 法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、次の

条の二第四項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三十五条の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条一 法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五

の三第

一項及び第一

一項第一号

む。)」とする。
第八項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含」とあるのは、「道府県民税に関する申告書(附則第三十五条の二の六」とあるのは、「道府県民税に関する申告書(諸府県民税に関する申告書)の規定の規定の適用については、同項中「道府県民税に関する申告書)の規定により読み替えて適用される法第三十二

規定の適用後の金額とする。金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第一項又は第五項には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得

0)

### 一及び二 略

法第四十五条の二第一項第一号 附則第十六条の二の十一第一項の規定により読み替えて適用され

条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の三の四第二項、第七の回附則第十六条の二の十一第一項の規定により読み替えて適用される

## 一 法附則第三十五条の二第五項第三号

の規定により読み替えて適用される法第三十四条

#### 

の三第一項及び第二項第一号の規定により読み替えて適用される法附則第三条

	略			略	
	Z.			<u>.</u>	
第四十五条の二第一項ただし書	同項ただし書		第四十五条の二第一項ただし書	同項ただし書	
による申告書を含む。)			による申告書を含む。)		
る第四十五条の二第四項の規定			る第四十五条の二第四項の規定		
の二の六第八項において準用す	る申告書		の二の六第八項において準用す	る申告書	
関する申告書(附則第三十五条	道府県民税に関す		関する申告書(附則第三十五条	道府県民税に関す	
同項の規定による道府県民税に	同項の規定による		同項の規定による道府県民税に	同項の規定による	
第一項第四十号			第一項第四十号		
えて適用される所得税法第二条			えて適用される所得税法第二条		
一項第一号の規定により読み替			三項第一号の規定により読み替		
は第二十五条の十二の二第二十			は第二十五条の十二の二第二十		
条の十一の二第十九項第一号又	一項第四十号		条の十一の二第十九項第一号又	一項第四十号	
租税特別措置法施行令第二十五	所得税法第二条第	法第三十二条第三項	租税特別措置法施行令第二十五	条第三項 所得税法第二条第	法第三十二条第三項
		のとする。			のとする。
同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるも		中欄に掲げる字句は、	同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるも		中欄に掲げる字句は、
の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の	ある場合には、次の	八項の規定の適用が	八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の	の適用がある場合には、次の	八項の規定
定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第五項又は第一	ののほか、法附則第	12 前三項に定めるも	法附則第三十五条の二の六第五項又は第	前三項に定めるもののほか、法附則第	12 前三項に
		七条の十三		三	七条の十三
の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第	第二項、第七条の+	、第七条の三の四	第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第	の三の四第二項、第七条の九	、第七条
条の二第二項、第七条の三第二項	定により読み替えて適用される第七条の二第二項、	定により読み替え	4の二第二項、第七条の三第二項	り読み替えて適用される第七条の二第二項、	定により
の規	五項	四 附則第十八条第五項	附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規	十八条の二第四項において進	四附則第
定により読み替えて適用される法第四十五条の二第一項第一号	て適用される法第四	定により読み替え	]十五条の二第一項第一号	定により読み替えて適用される法第四十五条の二第一項第一号	定により
の規	五項	三 附則第十八条第五項	附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規	十八条の二第四項において準	三附則第

13

略

14

1

項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同 部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、 法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する控除することができな (第十六項第二号及び 上場株

> 14 13

> > 略

第十八項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。

<u></u>の

うち、 当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額の 場株式等の 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上 中の上場株式等の譲渡による事業所得、 各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。 上場株式等 前 項に規定する特定譲渡損失の金額とは、 それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る第十三項 Ď 譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、 譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は 譲渡所得又は雑所得について、 上場株式等の譲渡をした年 当該 15

15

までの金額とする。

計算上生じた損失の金額のうち、

特定譲渡損失の金額の合計額に達する

いては、 額 渡損失の金額 をいう。 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定による上場株式等に係る譲 次に定めるところによる。 以下この項及び第十九項第二 (同条第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金 一号において同じ。)の控除につ

16

金額の控除をする場合において、 前 年前三年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の 前年の上場株式等に係る譲渡所得等

> までの金額とする。 計算上生じた損失の金額のうち、 第十八項において「株式等に 項に規定する株式等に 式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係 1 部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額 法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する控除することができな 係る譲渡所得等の金額 特定譲渡損失の金額の合計額に達する 係る譲渡所得等の金額」という。 (第十六項第二号及び は る同 場 の 株

式等 中の株式等 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、 0 譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 の譲渡による事業所得、 譲渡所得又は雑所得につい 上場株式等の譲渡をした年 該

それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る第十三項 譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は 雑所得の金額の計算上生じた損失の 金 額

うち、

各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

16 いては、 額をいう。 渡損失の金額 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定による上場株式等に係 次に定めるところによる。 以下この項及び第十九項第二号において同じ。) (同条第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の の控除に る譲

0

金額の控除をする場合において、 前年前三年内の一 の年において生じた上場株式等に係る譲渡損 前年の株式等 に係る譲渡所得等 失の

の金額 る 額があるときは、 譲渡所得等の金額から控除し、 該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、 に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額 ある場合には、 「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)があるときは、 (法附則第三十五条の三第十三項及び第十五項の規定の その適用後の金額) 当該上場株式等に係る配当所得等の金額から控除す なお控除することができない損失の金 及び法附則第三十三条の二第五項 まず、 当該上場株式等に係る (以下この号において 適用 当 が

三略

略

18 17

法附則第三十五条の二の六第十六項に規定する控除することができな 法附則第三十五条の二の六第十六項に規定する控除することができな る。

19 略

第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定一つ、第三十五条の二第五項又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある、第三十五条の二第五項又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある。 法附則第三十三条の三第五項、第三十四条第四項、第三十五条第五項

る 額があるときは、 0) 譲渡所得等の金額から控除し、 該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、 に規定する上場株式等に係る配当所得 ある場合には、 「上場株式等に係る配当所得 金額 (法附則第三十五条の三第十一 その適用後の金額) 当該上場株式等に係る配当所得 なお控除することができない損失の金 の金額」という。)があるときは、 及び法附則第三十三条の二第 項 の金額 まず、 当該株式等 (以下この号において の金額から の規定の 控除 に係る 適 五項 用 当 が

三略

17

略

18 法附則第三十五条の二の六第十六項に規定する控除することができなる。

19 略

20 得金額」とあるのは、 第四項に規定する長期譲渡所得の金額、 三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、 場合における前項の規定の適用については、 法 附則第三十三条の三第五項、 「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の 又は第三十五条の四第四項の規定の適用が 第三十四条第四項、 法附則第三十五条第五項に規定 同項第一号中「又は山 法附則第三十四条 第三十五条第五 ある 林

規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第四項にする短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第五項に規定する一般

十五項の規定の適用後の金額とする。 等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある

#### 一〜三略

の二第一項第一号法第三百十五条各号列記以外の部分、第三百十七条及び第三百十七条四、附則第十六条の二の十一第四項の規定により読み替えて適用される一

の二第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三 附則第十六条の二の十一第四項の規定により読み替えて適用される

する短期譲渡所得の

金

若しくは法附則第三十五条の四第四項

に

規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

法附則第三十五条の二の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある

場合における法附則第三十五条の二第十項第三号

。 用する第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。)」とする るのは、「による申告書(附則第三十五条の二の六第十八項において準 百十三条第九項の規定の適用については、同項中「による申告書」とあ の規定により読み替えて適用される法第三

### 一〜三略

の二第一項第一号法第三百十五条各号列記以外の部分、第三百十七条及び第三百十七条四 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される

十八条の六の二第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四の二第二項、第四十八条の三第二項、第四十六条の三第二項、第四十六条の三の十一第二項の規定により読み替えて適用される五、附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される

#### 六略

六

略

十八条の六

五 附則第十八条第十項          の規	五 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規
第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号	第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号
定により読み替えて適用される法第三百十五条各号列記以外の部分、	定により読み替えて適用される法第三百十五条各号列記以外の部分、
四が則第十八条第十項の規	四 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規
一項	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第	三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第
三 法附則第三十七条 の規定により読み替えて適用される法第七百	三 法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百
の三第四項及び第五項第一号	の三第四項及び第五項第一号
の規定により読み替えて適用される法附則第三条	条の二第八項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条
二 法附則第三十五条の二第十項第五号	二 法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五
条の二	条の二
の規定により読み替えて適用される法第三百十四	条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四
一法附則第三十五条の二第十項第三号	一 法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五
0	
当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする	当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする
の各号に掲げる規定に規定する株式等 に係る譲渡所得等の金額は、	の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、
24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次	24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次
金額とする。	金額とする。
わらず、同法第三十七条の十二の二第一項又は第六項の規定の適用後の	わらず、同法第三十七条の十二の二第一項又は第五項の規定の適用後の
項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額は、同号の規定にかか	項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、同号の規定にかか
される法第三百十五条第一号に規定する租税特別措置法第八条の四第一	される法第三百十五条第一号に規定する租税特別措置法第八条の四第一
場合には、附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用	場合には、附則第十六条の二の十一第四項の規定により読み替えて適用
23 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある	23 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある

 略
 おいて準用する第三百十七条の

 高む。)
 二第四項の規定による申告書を

 おいて準用する第三百十七条の
 おいて準用する第三百十七条の

同項ただし書

第三百十七条の一

第

項ただし

含む。

二第四項の規定による申告書をおいて準用する第三百十七条の

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所

## 第十八条の六略得等の課税の特例

2 略

3 があると市町村長が認めるときは、 だし、これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由 の規定による申告書を含む。)を含む。)に、法附則第三十五条の三第 七条の十二の二第九項 税特別措置法第三十七条の十三の二第十項において準用する同法第三十 書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された租 項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知 条第二項の申告書 項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならない。 法附則第三十五条の三第一項の規定の適用を受けようとする者は、 (同条第八項において準用する法第四十五条の二第四 において準用する所得税法第百二十三条第一項 この限りでない。 た 同 3

金額(同条第六項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。以4 法附則第三十五条の三第五項の規定による特定株式に係る譲渡損失の

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所

略

書

## 第十八条の六 略

得等の課税の特例)

2 略

3 法附則第三十五条の三第一項の規定の適用を受けようとする者は、同条第二項の申告書(同条第六項において準用する法第四十五条の二第四人類の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知人事が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同法第三十七条の十二の二第十一項において準用する所得税法第百二十三条第一項の規定による申告書を含む。)を含む。)に、法附則第三十五条の三第一項の規定の適用を受けようとする者は、同業第二項の規定の適用を受けようとする者は、同業第二項の規定の適用を受けようとする者は、同業第二項の規定の適用を受けようとする者は、同業第二項の規定の適用を受けようとする者は、同業第二項の規定の適用を受けようとする者は、同業第二項の規定の適用を受けようとする者は、同業に対して、

金額(同条第四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。以4 法附則第三十五条の三第三項の規定による特定株式に係る譲渡損失の

定めるところによる。下この項及び第十二項第二号において同じ。)の控除については、次に

略

株式に係る譲渡損失の金額は、 株式等に係る譲渡所得等の金額」という。 する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額 前年前1 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。 金額から控除し、 の控除をする場合において、 般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。 三年内の の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金 なお控除しきれない損失の金額があるときは、 その年分の法附則第三十五条の三第五 まず当該 (以下この号において 般株式等に係る譲渡所得等 があるときは、 (以下この号におい 及び同項に規定 当 該 「上場 特定 当

る部分に限る。)の規定による控除を行う。 規定による控除を行つた後、法第三十二条第九項(雑損失の金額に係よる控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の三第五項の三 法第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)の規定に

\_

5

5

規定する譲渡をいう。以下この号及び次号において同じ。)をしたこより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額はより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額はより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額はよ附則第三十五条の三第六項に規定する適用期

定めるところによる。下この項及び第十二項第二号において同じ。)の控除については、次に下この項及び第十二項第二号において同じ。)の控除については、次に

略

る部分に限る。)の規定による控除を行う。規定による控除を行つた後、法第三十二条第九項(雑損失の金額に係よる控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の三第三項の法第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)の規定に

損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額定株式の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特とにより生じたものである場合(第三号に掲げる場合を除く。)所

二及び三 略

する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額 渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同項に規定 の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲 6 法附則第三十五条の三第六項に規定する控除することができない部分 6

のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に

達するまでの金額とする。

7 譲渡に係る第五項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう じた損失の金額、 又は雑所得について、 をいう。第二十三項において同じ。 0 生じた損失の金額又は当該一般株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算 により計算した当該 上生じた損失の金額のうち、 前 般株式等 項に規定する特定譲渡損失の金額とは、 (法附則 当 該 般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例 第三 般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上 一十五条の二第二項 それぞれその所得の基因となる特定株式の ) の譲渡による事業所得、 特定株式の譲渡をした年中 に規定する一 般株式等 譲渡所得

損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額定株式の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特とにより生じたものである場合(第三号に掲げる場合を除く。) 所

二及び三 略

達するまでの金額とする。 渡損失の金額を控除した金額) 株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、 該損失の金額のうちに法附則第三十五条の二の六第二 する株式等 渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同項に規定 の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、 法附則第三十五条の三第四項に規定する控除することができない に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額 のうち、 特定譲渡損失の金額の合計額に 当該上場株式等に係る譲 一項に規定する上場 特定株式 の譲 部 (当

7 譲渡に係る第五項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう 上生じた損失の金額のうち、 生じた損失の金額又は じた損失の金額、 により計算した当該株式等 又は雑所得について、 をいう。第二十三項において同じ。 0 株式等 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、 (法附則第三十五条の二の二 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例 それぞれその所得の基因となる特定株式 の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生 )の譲渡による事業所得、 第 特定株式の譲渡をした年中 一項に規定する株式等 譲 渡所得の金額 雑所得の金額の計算 譲渡所得 0 計算上

#### 8 11 略

12 条の二第四項に規定する政令で定める事項は、 法附則第三十五条の三第八項において読み替えて準用する法第四十五 次に掲げる事項とする。

#### 略

金額の控除に関する事項 法附則第1 三十五条の三第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の

#### 三 略

13

略

14 申告書を含む。)」とする。 十五条の三第八項において準用する第四十五条の二第四項の規定による れる法第三十二条第九項の規定の適用については、 ける法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用さ に関する申告書」とあるのは、 法附則: (第三十五条の三第五項又は第八項の規定の適用がある場合にお 「道府県民税に関する申告書 同項中 「道府県民税 (附則第三 14

15 所得等の金額又は第五号から第八号までに掲げる規定に規定する上場 式等に係る譲渡所得等の金額は、 法附則第三十五条の三第三項又は第五項の規定の適用がある場合には 号から第四号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡 当該各号に掲げる規定にかかわらず、 株

同条第三 項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

れる法第三十四条 法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用さ

れる法附則第三条の三第一項及び第二項第 法附則第三十五条の二第四項第五号の規定により読み替えて適用さ 一号

#### 8 \ 11 略

12 条の二第四項に規定する政令で定める事項は、 法附則第三十五条の三第六項において読み替えて準用する法第四 次に掲げる事項とする。 十五

#### 略

\_ 金額の控除に関する事項 法附則第三十五条の三第三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の

#### 三 略

#### 13 略

申告書を含む。)」とする 十五条の三第六項において準用する第四十五条の二第四項の規定による に関する申告書」とあるのは、 れる法第三十二条第九項の規定の適用については、 ける法附則第三十五条の二第五項第三号の規定により読み替えて適用さ 法附則第三十五条の三第三項又は第六項の規定の適用がある場合にお 「道府県民税に関する申告書 同項中 「道府県民税 (附則第三

15 法附則第三十五条の三第三項 規定の適用がある場合には

次の各号 に掲げる規定に規定する株式等 に係る譲渡

#### 所得等の金 額

規定の適用後の金額とする。

は、

当該各号に掲げる規定にかかわらず、

同項

れる法第三十四条 法附則第三十五条の二第五項第三号の規定により読み替えて適用さ

れる法附則第三条の三第一項及び第二項第 法附則第三十五条の二第五項第五号の規定により読み替えて適用さ

三 条の二第一項第一 附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第四十五

兀 号ホ、 第二項、 附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二 第七条の十一及び第七条の十三 第七条の三第二項、第七条の三の四第二項、 第七条の九第二

六 Ŧī. 条の二 条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三 法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五 法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五 第四項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条 十四四

の三第 一項及び第 一項第一号

七 定により読み替えて適用される法第四十五条の 附則第十八条の一 一第四項において準用する附則第十八条第四 第 一項第一 項 0 規

八 定により読み替えて適用される第七条の二第二項 第七条の三の四 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の 第 項、 第七条の九第二号ホ 第七条の十一及び第 第七条の三第二項 規

七条の十三

16 する。 の規定の適用がある場合には、 に掲げる字句は、 前二項に定めるもののほか、 同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものと 法附則第三十五条の三第五項又は第八項 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄 16

法第三十二条第三項 所得税法第二条第 項第四十号 租税特別措置法施行令第二十五 の規定により読み替えて適用さ 条の十二の二第二十三項第一号

三 条の二第一項第一 附則第十八条第五項の規定により読み替えて適用される法第四十五

兀 号ホ、 第二項、 附則第十八条第五項の規定により読み替えて適用される第七条の二 第七条の十一及び第七条の十三 第七条の三第二項、 第七条の三の四第二項、 第七条の九第二

する。 に掲げる字句は、 の規定の適用がある場合には、 前二項に定めるもののほか、 同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものと 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄 法附則第三十五条の三第三項又は第六項

法第三十二条第1 三項 所得税法第二条第 項第四十号 租税特別措置法施行令第二十五 の規定により読み替えて適用さ 条の十二の二第二十一項第一号

申告書を含む。)			申告書を含む。)		
十五条の二第四項の規定による			十五条の二第四項の規定による		
三第六項において準用する第四	申告書		三第八項において準用する第四	申告書	
よる申告書(附則第三十五条の	一項の規定による	項	よる申告書(附則第三十五条の	一項の規定による	項
第四十五条の二第一項の規定に	第四十五条の二第	法第三十二条第十一	第四十五条の二第一項の規定に	第四十五条の二第	法第三十二条第十一
			)		
項の規定による申告書を含む。			項の規定による申告書を含む。		
て準用する第四十五条の二第四			て準用する第四十五条の二第四		
則第三十五条の三第六項におい	る申告書		則第三十五条の三第八項におい	る申告書	
道府県民税に関する申告書(附	道府県民税に関す	法第三十二条第八項	道府県民税に関する申告書(附	道府県民税に関す	法第三十二条第八項
第四十五条の二第一項第二号	同項第二号		第四十五条の二第一項第二号	同項第二号	
項の規定による申告書を含む			項の規定による申告書を含む		
て準用する第四十五条の二第四			て準用する第四十五条の二第四		
則第三十五条の三第六項におい			則第三十五条の三第八項におい		
及びその時までに提出された附	を含む	法第三十二条第六項	及びその時までに提出された附	を含む	法第三十二条第六項
第四十五条の二第一項ただし書	同項ただし書		第四十五条の二第一項ただし書	同項ただし書	
る申告書を含む。)			る申告書を含む。)		
四十五条の二第四項の規定によ			四十五条の二第四項の規定によ		
の三第六項において準用する第	る申告書		の三第八項において準用する第	る申告書	
関する申告書(附則第三十五条	道府県民税に関す		関する申告書(附則第三十五条	道府県民税に関す	
同項の規定による道府県民税に	同項の規定による		同項の規定による道府県民税に	同項の規定による	
十号			十号		
れる所得税法第二条第一項第四			れる所得税法第二条第一項第四		

#### 二略

19

条第一 得ない理由があると市町村長が認めるときは、 らない。 された租税特別措置法第三十七条の十三の二第十項において準用する同 納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出 の二第四項の規定による申告書(その提出期限後において市町村民税の 同条第十二項の申告書 条の三第十一項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければな 法第三十七条の十二の二第九項 附 項の規定による申告書を含む。)を含む。)に、 則 ただし、 三十 五条の三 これらの申告書にその記載がないことについてやむを (同条第十八項において準用する法第三百十七条 |第十一項の規定の適用を受けようとする者は、 において準用する所得税法第百二十三 この限りでない 法附則第三十五

。以下この項及び第二十八項第二号において同じ。)の控除についてはの金額(同条第十六項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう法附則第三十五条の三第十五項の規定による特定株式に係る譲渡損失

20

一 払込みにより取得をした法附則第三十五条の三第九項 に規定する 音する当該価値喪失株式の数を乗じて計算した金額 信規である場合 当該事実が発生した日を所得税法施行令第百五条第一項において「価値喪失株式」という。)が事業所得の基因となる株式によつて当該価値喪失株式」という。)が事業所得の基因となる株式によって当該価値喪失株式」という。)の発生に係る特定株式(以下この額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該価値喪失株式の数を乗じて計算した金額

#### 略

19 らない。 得ない理由があると市町村長が認めるときは、 条の三第九項 条第一項の規定による申告書を含む。)を含む。)に、 法第三十七条の十二の二第十一項において準用する所得税法第百二十三 された租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同 納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出 の二第四項の規定による申告書(その提出期限後において市町村民 同条第十項 法附則第三十五条の三 ただし、 の申告書 の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければな これらの申告書にその記載がないことについてやむを (同条第十四項において準用する法第三百十七 一第九項 の規定の適用を受けようとする者は この限りでな 法附則第 税

20

、次に定めるところによる。

略

\_ 場株式等に係る譲渡所得等の金額」 当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。 等の金額から控除し、 定株式に係る譲渡損失の金額は、 定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額 いて「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」 前年前1 控 |除をする場合において、 三年内の の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の なお控除しきれない損失の金額があるときは、 その年分の法附則第三十五条の三第十 まず当該 という。 (以下この号におい 般株式等に係る譲渡所得 という。 があるときは、 (以下この号にお 及び同項に規 当該特 . て 上 金

額に係る部分に限る。)の規定による控除を行う。 項の規定による控除を行つた後、法第三百十三条第九項(雑損失の金による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の三第十五三 法第三百十三条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)の規定

。 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とするにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額21 法附則第三十五条の三第十六項に規定する特定株式の譲渡をしたこと

に規定する譲渡をいう。以下この号及び次号において同じ。)をしたをした特定株式で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡(同項期間(次号において「適用期間」という。)内に、払込みにより取得」当該損失の金額が、法附則第三十五条の三第十六項に規定する適用

次に定めるところによる。

略

額に係る部分に限る。)の規定による控除を行う。 項の規定による控除を行つた後、法第三百十三条第九項(雑損失の金による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の三第十一 法第三百十三条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)の規定

は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とするにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額法附則第三十五条の三第十二項に規定する特定株式の譲渡をしたこと

21

に規定する譲渡をいう。以下この号及び次号において同じ。)をしたをした特定株式で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡(同項期間(次号において「適用期間」という。)内に、払込みにより取得当該損失の金額が、法附則第三十五条の三第十二項に規定する適用

た損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額特定株式の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じ所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該ことにより生じたものである場合(第三号に掲げる場合を除く。)

#### 二略

ところにより計算した金額 の特定株式の譲渡をしたことにより生じたものとみなされたものであの特定株式の譲渡をしたことにより生じたものとみなされたものであ 当該損失の金額が法附則第三十五条の三第十一項の規定により同項

定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額 譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同項に規分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の2 法附則第三十五条の三第十六項に規定する控除することができない部

のうち、特定譲渡損失の金額の合計

額に達するまでの金額とする。

23

該一般株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のう般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は当得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所がした規定する特定譲渡損失の金額とは、特定株式の譲渡をした年中前項に規定する特定譲渡損失の金額の計算上生じた損失の金額の計算上生じた損失の金額の計算上生じた損失の金額の計算上生じた損失の金額の計算上生じた損失の金額の計算上生じた損失の金額の計算上生じた損失の金額の計算上生じた損失の金額の計算上生じた損失の金額の計算上生じた損失の金額のう

た損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額特定株式の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じ所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該ことにより生じたものである場合(第三号に掲げる場合を除く。)

#### 二略

ところにより計算した金額る場合 第十八項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるの特定株式の譲渡をしたことにより生じたものとみなされたものであ三 当該損失の金額が法附則第三十五条の三第九項 の規定により同項

22 額に達するまでの金額とする。 る譲渡損失の金額を控除した金額) 当該損失の金額のうちに法附則第三十五条の二の六第十五項に規定する 譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同項に規 分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、 上場株式等に係る譲渡損失の 定する株式等 法附則第三十五条の三第十二項に規定する控除することができない に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の 金額がある場合には のうち、 特定譲渡損失の金額の合計 当該上場 特定株式 株式等に係 金 額  $\mathcal{O}$ 

雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のう

ち、 号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。 それぞれその所得の基因となる特定株式の譲渡に係る第二十一項各

28 十七条の二第四項に規定する政令で定める事項は、 法附則第

三十五条の三第十八項において読み替えて準用する法第三百

24 \( \)
27

略

略

る。

 $\mathcal{O}$ 金額の控除に関する事項 法附則第三十五条の三第十五項に規定する特定株式に係る譲渡損失

三 略

29 略

30 において準用する第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。 る申告書」とあるのは、 用される法第三百十三条第九項の規定の適用については、 における法附則第三十五条の二第八項第三号の規定により読み替えて適 法附則第三十五条の三第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合 「による申告書 (附則第三十五条の三第十八項 同項中 「によ 30

31 らず、 には、 譲渡所得等の金額又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する 上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、 法附則第三十五条の三第十三項又は第十五項の規定の適用がある場合 同条第十三項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。 第 一号から第六号までに掲げる規定に規定する。 当該各号に掲げる規定にかかわ 般株式等に係る

法附則第三十五条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用さ

」とする。

ち、 号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。 それぞれその所得の基因となる特定株式の譲渡に係る第二十一項各

24 \( \)
27 略

28

十七条の二第四項に規定する政令で定める事項は、 法附則第三十五条の三第十四項において読み替えて準用する法第三百 次に掲げる事項とす

る。

次に掲げる事項とす

略

 $\equiv$ 法附則第三十五条の三第十一項に規定する特定株式に係る譲渡損失

三 略

0

金額の控除に関する事項

29 略

において準用する第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む る申告書」とあるのは、 用される法第三百十三条第九項の規定の適用については、 における法附則第三十五条の二第十項第三号の規定により読み替えて適 」とする。 法附則第三十五条の三第十一項又は第十四項の規定の適用がある場合 「による申告書 (附則第三十五条の三 同項中 「によ 兀 項

31 法附則第三十五条の 第十 一項 の規定の適用 がある場合

に掲げる規定に規定する株式等

係る

譲渡所得等の金額

には、

次の各号

の規定の適用後の金額とする は、 当該各号に掲げる規定にかか

らず、

同

項

法附則第三十五条の二第十項第三号の規定により読み替えて適用さ

れる法第三百十四条の二

れる法附則第三条の三第四項及び第五項第一号二 法附則第三十五条の二第八項第五号の規定により読み替えて適用さ

三略

五条各号列記以外の部分、第三百十七条及び第三百十七条の二第一項四 附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十

5 -5

六略

条の二条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第八項第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五

の三第四項及び第五項第一号条の二第八項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条八法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五

一項
三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第一、法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百

第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号 定により読み替えて適用される法第三百十五条各号列記以外の部分、 州則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規

れる法第三百十四条の二

れる法附則第三条の三第四項及び第五項第一号法附則第三十五条の二第十項第五号の規定により読み替えて適用

三略

兀

五条各号列記以外の部分、第三百十七条及び第三百十七条の二第一項附則第十八条第十項の規定により読み替えて適用される法第三百十

第一号

五.

、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項附則第十八条第十項の規定により読み替えて適用される第四十六条

六略

の三第十四項において準用する	る申告書		の三第十八項において準用する	る申告書	
による申告書(附則第三十五条	第一項の規定によ	可	による申告書(附則第三十五条	第一項の規定によ	可
第三百十七条の二第一項の規定	第三百十七条の二	法第三百十三条第十	第三百十七条の二第一項の規定	第三百十七条の二	法第三百十三条第十
による申告書を含む。)			による申告書を含む。)		
第三百十七条の二第四項の規定			第三百十七条の二第四項の規定		
の三第十四項において準用する		項	の三第十八項において準用する		項
による申告書(附則第三十五条	による申告書	法第三百十三条第八	による申告書(附則第三十五条	による申告書	法第三百十三条第八
第三百十七条の二第一項第二号	同項第二号		第三百十七条の二第一項第二号	同項第二号	
む			む		
第四項の規定による申告書を含			第四項の規定による申告書を含		
いて準用する第三百十七条の二			いて準用する第三百十七条の二		
則第三十五条の三第十四項にお		項	則第三十五条の三第十八項にお		項
及びその時までに提出された附	を含む	法第三百十三条第六	及びその時までに提出された附	を含む	法第三百十三条第六
書			書		
第三百十七条の二第一項ただし	同項ただし書		第三百十七条の二第一項ただし	同項ただし書	
° )			° )		
四項の規定による申告書を含む			四項の規定による申告書を含む		
て準用する第三百十七条の二第			て準用する第三百十七条の二第		
第三十五条の三第十四項におい	申告書		第三十五条の三第十八項におい	申告書	
同項の規定による申告書(附則	同項の規定による		同項の規定による申告書(附則	同項の規定による	
十号			十号		
れる所得税法第二条第一項第四			れる所得税法第二条第一項第四		
の規定により読み替えて適用さ			の規定により読み替えて適用さ		

項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この項にお	に規定する非	条の三の二第一項		項に規定する非課税口座内上場株式等	条の三の二第一項に
道府県民税の所得割の納税義務者が、法附則第三十五	連府県民税の	第十八条の六の二	の納税義務者が、法附則第三十五	道府県民税の所得割の	第十八条の六の二道・
		得計算の特例)			得計算の特例)
内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所	場株式等の譲	(非課税口座内上	(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所)	株式等の譲渡に係る	(非課税口座内上場:
規定による申告書を含む。)			規定による申告書を含む。)		
る法第三百十七条の二第四項の			る法第三百十七条の二第四項の		
条の三第十四項において準用す		第八項	条の三第十八項において準用す		第八項
告書による申告書(法附則第三十五	一による申告書	第四十八条の九の二	による申告書(法附則第三十五	による申告書	第四十八条の九の二
の控除			の控除		
特定株式に係る譲渡損失の金額			特定株式に係る譲渡損失の金額		
十五条の三第十一項に規定する	除	第三項	十五条の三第十五項に規定する	除	第三項
金額の控権損失の金額の控除、附則第三	一雑損失の金額の控	法第三百十七条の二	雑損失の金額の控除、附則第三	雑損失の金額の控	法第三百十七条の二
の他			の他		
失の金額の控除に関する事項そ			失の金額の控除に関する事項そ		
、規定する特定株式に係る譲渡損	ののほか、	第一項第八号	規定する特定株式に係る譲渡損	ののほか、	第一項第八号
掲げるも 附則第三十五条の三第十一項に	一前各号に掲げるも	法第三百十七条の二	附則第三十五条の三第十五項に	前各号に掲げるも	法第三百十七条の二
失の金額の控除			失の金額の控除		
規定する特定株式に係る譲渡損			規定する特定株式に係る譲渡損		
除附則第三十五条の三第十一項に	金額の控除	第一項	附則第三十五条の三第十五項に	金額の控除	第一項
雑損失の 若しくは雑損失の金額の控除、	若しくは雑損失の	法第三百十七条の二	若しくは雑損失の金額の控除、	若しくは雑損失の	法第三百十七条の二
による申告書を含む。)			による申告書を含む。)		
第三百十七条の二第四項の規定			第三百十七条の二第四項の規定		

外の上 例によりこれらの金額を計算するものとする。 額 規定する譲渡をいう。 該非課税口座内上場株式等の譲渡 株式等以外の 上場株式等をいう。 いて「非 金額とを区分して、 「場株式等の譲渡による事業所得の金額、 、課税口座内上場株式等」という。) 所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以 上場株式等 以下この条において同じ。 以下この条において同じ。 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の (法附則第三十五条の二の二第1 (法附則第三十五条の三の二第 及び当該非課税口座内上場 )を有する場合には、 譲渡所得の金額又は )による事業所得の 一項に規定する 一項 雑 E 当 所 金

の一単位当たりの価額として計算した金額とする。の各号に掲げる株式等の区分に応じ当該各号に定める金額をその株式等と、法附則第三十五条の三の二第二項に規定する政令で定める金額は、次

2

#### 一略

合には、 号に規定する店頭売買登録銘柄として登録された株式等をいう。 た日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の は 終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合に 終の売買の価格 より公表された払出事由が生じた日における当該店頭売買株式等の最 この号において同じ。 価格又はその最終の気配相場の価格とする。 店頭売買株式等 前 公表された同日における最終の気配相場の価格とし、 の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表され (公表された同日における最終の売買の価格がない場 (租税特別措置法施行令第二十五条の八第九項第二 金融商品取引法第六十七条の十九の規定に に相当する金額 その最 売買 以下

> 株式等 例によりこれらの金額を計算するものとする。 得の金額とを区分して、 外の株式等 額、 規定する譲渡をいう。 該非課税口座内上場株式等の譲渡 株式等以外の株式等 いて「非課税口座内上場株式等」という。 譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以 をいう。 の譲渡による事業所得の金額、 以下この条において同じ。 以下この条において同じ。 所得税法その他の所得税に関する法令の (法附則第三十五条の二の二第1 (法附則第三十五条の三の二第 及び当該非課税口 )を有する場合に 譲渡所得の金額又は )による事業所得の 一項に規定する 座 **烃内上場** は 項 定 雑 当

の一単位当たりの価額として計算した金額とする。の各号に掲げる株式等の区分に応じ当該各号に定める金額をその株式等の各号に掲げる株式等の区の二第二項に規定する政令で定める金額は、次

#### 略

合には、 号に規定する店頭売買登録銘柄として登録された株式等をいう。  $\mathcal{O}$ は、 終の売買の価格 た日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の 終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のい より公表された払出事由が生じた日における当該店頭売買株式等の この号において同じ。 店頭売買株式等 価格又はその最終の気配相場の価格とする。 同 日 前 公表された同日における最終の気配相場の の最終の売買の価格又は最終の気配相場の (公表された同日における最終の売買の価格がない場 (租税特別措置法施行令第二十五条の八第八項 金融商品取引法第六十七条の十九の に相当する金額 ずれもない場合に 価格とし、 価格が公表され その最 規 定

三及び四 略

3 法令の規定の例によりこれらの金額を計算するものとする 事業所得の金額 場株式等を有する場合には、 座内上場株式等」 項に規定する非課税口座内上場株式等 金額又は雑 上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、 市 町村民税の所得割の納税義務者が、 所得の金額とを区分して、 という。 譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口 当該非課税口座内上場株式等の譲渡による 及び当該非課税口座内上場株式等以 所得税法その他の所得税に関する (以下この項において「非課税口 法附則第三十五条の三の二第四 譲渡所得 外の上 座 內  $\mathcal{O}$ 

## 、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

## 第十八条の七の二略

2 4 略

5

額、 業所得等の金額、 所得等の 金額又は法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当 同 項 法附則第三十三条の一 項第 項 附則第三十五条第一 第三十五条第一 金額、 一号中 の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については 法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事 「又は山林所得金額」とあるのは、 法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金 項、 一第 項に規定する短期譲渡所得の金額 第三十五条の二 項、 第三十三条の三第 第 項又は第三十五条の二 「若しくは山林所得 項、 第三十四 法 |条第  $\mathcal{O}$ 

三及び四略

3 式等 法令の規定の例によりこれらの金額を計算するものとする 金額又は雑 上場株式等以外の株式等 事業所得の金額、 座 項に規定する非課税口座内上場株式等 内上場株式等」 市 町村民税の所得割の納税義務者が、 を有する場合には、 所得の金額とを区分して、 という。 譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口 及び当該非課税口座内上場株式等以 当該非課税口座内上場株式等の譲渡による の譲渡による事業所得の 所得税法その他の所得税 (以下この項において「非 法附則第三十五条の三の二第 金額、 譲渡 に関 外の株 所 課 でする 税 得 座

## 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

## 第十八条の七の二略

2 4 略

一項、第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項、第三十四条第5 法附則第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十四条第

額、 業所得等の金額、 所得 金額又は法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当 同項第 則 法附則第三十五条第一 第 三十  $\mathcal{O}$ 金額、 一号中 の規定の適用がある場合における前項の規定の適用に Ŧī. 条の一 法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に 「又は山林所得金額」とあるのは、 法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡 第 項 に規定する株式等 項に規定する短期譲渡所得の金額若 に係る譲渡所得等 「若しくは山 しくは 所 0 に係る事 L 林 所 得 得 1 ては 0 0

則第三十五条の二

第一

項に規定する

般株式等に係る譲渡所得等の

金

くは法附則第三十五条の二の

第

項に規定する上場株式等に係

る譲渡所得等の金額」とする。

6 12 略

13

四項、 額若しくは法附則第三十五条の 三十五条の 業所得等の金額、 所得等の金額、 金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当 同項第 |第五項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については 法附則第三十三条の二第五項、 法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、 第三十五条第五項 一号中 二第五項に規定する一 法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事 「又は山林所得金額」とあるのは、 法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金 第三十五条の二第五項又は第三十五条の二の <u>ー</u>の 般株式等 第三十三条の三第五項、 二第五項に規定する上場株式等に係 に係る譲渡所得等の金 「若しくは山林所得 第三十四 法附則第 条第 13

14 略

る譲渡所得等の金額」とする。

号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の

一及び二 略

三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第二 法附則第三十七条の三の規定により読み替えて適用される法第七百

一項

四及び五 略

六 附則第二十二条の規定により読み替えて適用される第五十六条の八

6 ~ 12 略

法附則第三十三条の二第五項、第三十三条の三第五項、第三十四条第

四項、第三十五条第五項又は第三十五条の二第六項

附則第三十五条の二第六項に規定する株式等 に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額若しくは法所得の金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する上場株式等に係る配当業所得等の金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する上場株式等に係る配当業の金額、法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当業の金額、法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当業の場定の適用がある場合における前項の規定の適用については

額

14

号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の

一項

三条の四第六項及び第七項、

三

法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七

第七百三条の五並びに第七百六条の二第

及び二

略

四及び五 略

六 附則第二十一条の規定により読み替えて適用される第五十六条の八

十九第二項第二号

16及び17略

# (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

# (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

渡所得等の金額」とする。 第二十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 第二十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 第二十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは

# (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

に係る譲渡所得等を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規は特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二の二第五項の上場株式等第二十一条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく

十九第二項第二号

及び17 略

16

# (上場株式等に係る配当所得) に係る国民健康保険税の課税の特例

# (株式等 に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十条 特定同 用については、 渡所得等の金額」 金額並びに法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等 譲渡所得等を有する場合における第五十六条の八十九第二 一世帯所属者が法附則第三十五条の二第六項の株式等 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 同項第二号中 とする。 「山林所得金額」とあるのは、 項 の規定の適 山林所得 に係る譲 に係る

の十二第二  あつては、当該移行一般社団法人等に係る設	の十二第二   あつては、当該移行一般社団法人等に係る設
第四十九条 固定資産 ( 固定資産 (移行一般社団法人等に係るものに	第四十九条 固定資産 ( 固定資産 (移行一般社団法人等に係るものに
び第四十九条の十五において同じ。)	び第四十九条の十五において同じ。)
項第一号 法人 る移行一般社団法人等をいう。次項、次条及	項第一号   法人   る移行一般社団法人等をいう。次項、次条及
の十二第一 又は公益財団 団法人等 (法)別第四十一条第四項に規定す	の十二第一 又は公益財団 団法人等 (法附則第四十一条第十項に規定す
第四十九条   公益社団法人   公益社団法人又は公益財団法人、移行一般社	第四十九条   公益社団法人   公益社団法人又は公益財団法人、移行一般社
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の	る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の
3 平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度分の固定資産税に係	2 平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度分の固定資産税に係
行令第七十三条第一項に規定する承認を受けた法人とする。	
する移行一般社団法人等のうち、平成二十年十二月一日前に所得税法施	
2 法附則第四十一条第四項に規定する政令で定める法人は、同項に規定	
第二十三条 略	第二十三条 略
(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)	(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)
第二十二条 削除	
第二十一条略	第二十二条 略
(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
	等に係る譲渡所得等の金額」とする。
	林所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式
	定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山

法  別第四十一条第十四項に規定する移行一般社団法人等を公益社	一 法附則第四十一条第十三項に規定する移行一般社団法人等を公益社
のいずれにも該当することとする。	のいずれにも該当することとする。
9 法附則第四十一条第十四項に規定する政令で定める要件は、次の各号	8
8  略	7  略
定めるものに適合することとする。	定めるものに適合することとする。
特定一般財団法人と同一性を有すると認められる基準として総務大臣が	特定一般財団法人と同一性を有すると認められる基準として総務大臣が
定する認可地縁団体が、解散前の同項に規定する特定一般社団法人又は	定する認可地縁団体が、解散前の同項に規定する特定一般社団法人又は
7 法附則第四十一条第十三項に規定する政令で定める要件は、同項に規	6 法附則第四十一条第十二項に規定する政令で定める要件は、同項に規
第五十一条の八各号に掲げる要件に該当する寄宿舎とする。	第五十一条の八各号に掲げる要件に該当する寄宿舎とする。
6 法附則第四十一条第十一項第六号に規定する政令で定める寄宿舎は、	5 法附則第四十一条第十項第六号 に規定する政令で定める寄宿舎は、
第五十条の五各号に掲げるもの以外のものとする。	第五十条の五各号に掲げるもの以外のものとする。
固定資産で政令で定めるものは、当該研究の用に供する固定資産のうち	固定資産で政令で定めるものは、当該研究の用に供する固定資産のうち
術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する	術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する
5 法附則第四十一条第十一項第五号に規定する移行一般社団法人等で学	4
する。	する。
は、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士と	は、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士と
4 法附則第四十一条第十一項第二号に規定する政令で定める医療関係者	3   法附則第四十一条第十項第二号   に規定する政令で定める医療関係者
略	略
、おいて同号の規定の適用があつたものに限り	t O
の十五第二項において同じ。)の日の前日に	<b>1</b> 0
	設立登司
項	

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四

により算定した額を超えないこと。 を公益法人とみなして算定した同条第一項の内閣府令で定めるところ 法第十六条第二項に規定する遊休財産額が、当該移行一般社団法人等 益法人」という。)とみなして算定した前事業年度の末日における同 十九号)第二条第三号に規定する公益法人(以下この号において「公 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四

二 略

### 附則第四条による改正(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号))

改正案	現
(特別区財政調整交付金の総額)	(特別区財政調整交付金の総額)
第二百十条の十 地方自治法第二百八十二条第一項に規定する特別区財政	第二百十条の十 地方自治法第二百八十二条第一項に規定する特別区財政
調整交付金(以下「交付金」という。)の総額は、同条第二項に規定す	調整交付金(以下「交付金」という。)の総額は、同条第二項に規定す
る地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及	る地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及
び第二項第二号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割	び第二項第三号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割
合を乗じて得た額(次条第二項及び第三項において「交付金総額」とい	合を乗じて得た額(次条第二項及び第三項において「交付金総額」とい
う。)とする。	う。)とする。

## 附則第四条による改正(地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号))

改正案	現
(標準的な規模の収入の額)	(標準的な規模の収入の額)
第十三条 法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額	第十三条 法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額
として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方	として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方
公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とす	公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とす
్ కె	<b>ప</b> ్ట
一 都 イ及びロに掲げる額の合算額	一都 イ及びロに掲げる額の合算額
イ略	イ 略
ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の	ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の
規定により算定した地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	規定により算定した地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
第五条第二項各号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び	第五条第二項各号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び
第二項第二号の規定により都が課する税(以下「調整税」という。	第二項第三号の規定により都が課する税(以下「調整税」という。
)並びに同法第七百三十五条第一項の規定により都が課する同法第	)並びに同法第七百三十五条第一項の規定により都が課する同法第
五条第五項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地	五条第五項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地
方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合(以下	方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合(以下
「配分率」という。)を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百	「配分率」という。) を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百
に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税	に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税
法第十四条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額並び	法第十四条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額並び
に特別区の存する区域を市町村とみなして同条の規定により算定し	に特別区の存する区域を市町村とみなして同条の規定により算定し

〜五 略 する額の合算額 た国有資産等所在市町村交付金の収入見込額の七十五分の百に相当

<u>二</u> 5 五

二~五略 する額の合算額

た国有資産等所在市町村交付金の収入見込額の七十五分の百に相当

附則第五条による改正(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第

三百三十五号))

正案現	/3	行
特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例)(特定外国配当等に	特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例)	9特例)
第二条の四略		
2~6 略		
法第三条の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法   7 法第三条の二の二	の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法	場合における地方税法
ついては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中の規定の適用については、	、ては、次の表の上欄に掲げる同法	3同法の規定中同表の中
それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの 欄に掲げる字句は、	句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの	っ字句に読み替えるもの
とする。		
又は山林所得金額   若しくは山林所得金額又は租税条   第三百十五条   又は	又は山林所得金額   若しくは山	若しくは山林所得金額又は租税条
約等の実施に伴う所得税法、法人	約等の実施	の実施に伴う所得税法、法人
税法及び地方税法の特例等に関す	税法及び地方税法	地方税法の特例等に関す
る法律(以下「租税条約等実施特	る法律(以下	以下「租税条約等実施特
例法」という。)第三条の二の二	例法」とい	例法」という。)第三条の二の二
第十二項に規定する条約適用配当	第十二項に	第十二項に規定する条約適用配当
等の額	等の額	
くは山林所得金 若しくは山林所得金額若しくは租 岩 - 岩 - 岩 -	若しくは山林所得金 若しくは山	山林所得金額若しくは租
税条約等実施特例法第三条の二第  額	税条約等実	税条約等実施特例法第三条の二第
二十項に規定する申告不要特定配	二十項に規	二十項に規定する申告不要特定配

略	略		
	нц	は配当所得の金額	当等に係る利子所得の金額若しく
8			
略			
	略		
		配当所得の金額	当等に係る

# 附則第六条による改正(郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第二百三十五号))

改正案	現
附則	间 将
(地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置)	(地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第十五条 地方税法施行令第七条の四の二第二項第二号	第十五条 第十七条の規定による改正後の地方税法施行令第七条の四の二
に掲げる利子について道府県民税の利子割を地方税法	第二項第二号の二に掲げる利子について道府県民税の利子割を地方税法
(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十一条の九の規定により特別	(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十一条の九の規定により特別
徴収の方法によって徴収しようとする場合において、同号に掲げる利子	徴収の方法によって徴収しようとする場合において、同号に掲げる利子
の支払の取扱いをする者の営業所等(同法第二十四条第八項に規定する	の支払の取扱いをする者の営業所等(同法第二十四条第八項に規定する
営業所等をいう。以下同じ。)の所在する道府県内に当該利子の支払を	営業所等をいう。以下同じ。)の所在する道府県内に当該利子の支払を
する者の営業所等が所在するときは、当分の間、同法第七十一条の十第	する者の営業所等が所在するときは、当分の間、同法第七十一条の十第
一項の規定にかかわらず、当該利子の支払をする者を当該道府県の条例	一項の規定にかかわらず、当該利子の支払をする者を当該道府県の条例
によって特別徴収義務者として指定し、これに当該利子割を徴収させる	によって特別徴収義務者として指定し、これに当該利子割を徴収させる
ものとする。この場合における同条第二項の規定の適用については、同	ものとする。この場合における同条第二項の規定の適用については、同
項中「前項」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整	項中「前項」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整
備等に関する政令(平成十九年政令第二百三十五号)附則第十五条」と	備等に関する政令(平成十九年政令第二百三十五号)附則第十五条」と
する。	する。

附則第七条による改正(地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百五十二

改 正 案	附則	(個人の道府県民税に関する経過措置)	第三条 略         第三条 略	2 < 5   略       2 < 5   略	6 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号。以下 6 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号。以下	「改正法」という。)附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有	するものとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法(以下「 するものとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法(以下「	旧法」という。)附則第三十五条の三第八項及び第九項の規定に基づく 旧法」という。)附則第三十五条の三第八項及び第九項の規定に基づく	第一条の規定による改正前の地方税法施行令(以下「旧令」という。)   第一条の規定による改正前の地方税法施行令(以下「旧令」という。)	附則第十八条の六第十四項から第十八項までの規定は、なおその効力を   附則第十八条の六第十四項から第十八項までの規定は、なおその効力を	有する。この場合において、同条第十六項中「平成十七年四月一日」と   有する。この場合において、同条第十六項中「平成十七年四月一日」と	あるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一 あるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一	号)の公布の日」と、「同年三月三十一日」とあるのは「当該公布の日 号)の公布の日」と、「同年三月三十一日」とあるのは「当該公布の日	前」とし、平成二十二年四月一日以後は、同条第十五項中「当該株式等   前」とし、平成二十二年四月一日以後は、同条第十五項中		以は上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令」と、「法附則とあるのは「一般株式等に」と、「金額として政令」とあるのは「
-------	----	--------------------	---------------------	---------------------------	---	----------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

における新令   附則第十八条第一項の規定の適用については、	における地方税法施行令附則第十八条第一項の規定の適用については、
れる旧法附則第三十五条の三第八項及び第九項の規定の適用がある場合	れる旧法附則第三十五条の三第八項及び第九項の規定の適用がある場合
7 改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとさ	7 改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとさ
」とする。	三十七条の十二の二第九項」とする。
	十三の二第十項」と、「第三十七条の十二の二第五項」とあるのは「第
	第十七項中「第三十七条の十三の二第七項」とあるのは「第三十七条の
第三条第七項、第十項又は第十一項	第三条第七項(同条第八項において準用する場合を含む。)」と、同条
金法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百五十二号)附則	金法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百五十二号)附則
は第三項」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付	は第三項」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付
	の」と、「附則第十八条第一項後段又は附則第十八条の三第二項若しく
	株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額
	て所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した上場
	下この項において同じ。)による事業所得、譲渡所得及び雑所得につい
	(新令附則第十八条の二第一項に規定する上場株式等の譲渡をいう。以
	に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる上場株式等の譲渡
	、「金額の」とあるのは「金額又は新法附則第三十五条の二の二第一項
	の譲渡」と、「当該株式等の譲渡」とあるのは「一般株式等の譲渡」と
	において「新令」という。)附則第十八条第一項に規定する一般株式等
	十五年政令第百七十三号)による改正後の地方税法施行令(以下この項
	なる一般株式等の譲渡(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二
	第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因と
	は「同項に規定する新法(以下この項において「新法」という。)附則
	株式等の譲渡(附則第十八条第一項に規定する株式等の譲渡」とあるの

得の 所得の 法律 失の金額は 0) は 開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得 事業所得の あるのは この号及び次号において同じ。 雑所得の その効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の 金額から控除するものとする」 定株式に係る雑所得の金額があるときは、 この号及び次号において同じ 第三十五条の三 [項第一 該 金額又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額があるときは、 公開等特定株式に係る譲渡所得の金額 「控除する。 め 金額又は 公開等特定株式に係る譲渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑 以下この号及び 金額から控除するものとする」と、 平 般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は雑所得の金額のうちに 金 号中 金額 額 公開等特定株式の 成 金額又は雑 控除する。 (公開等 まず、 十年法 譲渡所得の金額のうちに、 「控除する」とあるのは「控除する。 一第八項の規定の適用がある株式等の譲渡 この場合において、 、公開等特定株式の譲渡による雑所得の金額をいう。 1律第1 第三号において同じ。 公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特 特 私所得の この場合において、 定株式 譲渡」 + 金額のうちに、 0) と、 ) があるときは、 号) 譲 という。 渡による事業所得の 当該一般株式等の譲渡に係る事業所 同項第三号中 附則第三条第 公開等特定株式に係る事業所得 当該 (地方税法等の 当該損失の金額は、 同項第二号中「控除する」 又は公開等特定株式に係る による譲渡所得の金額をい 公開等特定株式に係る事業 当該損失の金額は、 般株式等の譲渡に係る 「控除する」 この場合におい 一項の規定により 金額をいう。 (以下この 又は公開等特 部を改正する まず、 とあるの 当該損 法附 以下 以下 頃に なお て、 公 لح ま 則

> じ 第四号に規 百五十二号。 当該株式等 同項第一号中 ;所在市 公開等特定株式に係る譲渡所得の金額 町 定する公開等特定株式に係る譲渡所得 村交付金法施行令の 以下 「控除する」とあるのは の譲渡に係る譲渡所得の金額又は雑所得の 「平成二十年改正令」という。 部を改正する政令 「控除する。 (地方税法施行令及び国 0 この場合におい 附則第三条第十二項 金額をいう。 平 成 金額 一十年 のうちに |有資産 政 以 令第 下 て、

雑所得 所得の 金額 失の金額は、 0 得 は 開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得 定株式に係る雑所得の金額があるときは、 開等特定株式に係る事業所得の金額をいう。 事業所得の あるのは 所得の金額から控除するものとする」と、 ず、 額をいう。 金額又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額があるときは、 の金額又は譲渡所得の金額のうちに、 「控除する。 から控除するものとする」と、 公開等特定株式に係る譲渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑 金額 0 金 控除する。 金額又は雑所得の金額のうちに、 以下同じ 額 (平成) まず、 この場合において、 同項第七号に規定する公開等特定株式に係る雑 公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特 この場合において、 年改正令 附則第三 があるときは、 当該株式等 同項第三号中 一条第十二 公開等特定株式に係る事業 当該損失の金額は、 当該株式等 同項第二号中 以下同じ。 又は公開等特定株式に 公開等特定株式に係る事業 一項第 当該損失の金額は 「控除する」 の譲渡に係る事業 )又は公開 号に規定する公 「控除する」 の譲渡に係 とあ まず、 当 「該損 派所得 等 係 る لح 公 ま

8 有するものとされる旧法第三十五条の三第八項及び第九項の規定の適用 上場株式等」と読み替えるものとする。 あるのは がある場合における地方税法施行令第十八条の ついて準用する。 前項の規定は 所則第十八条の二第一 この場合において、 改正法附則第三条第 項」と、 前項中 |項の規定によりなおその効力を 「附則第十八条第一 般株式等」とあるのは 一第 項の規定の 項 適用に

定株式に係る譲渡所得の金額から控除するものとする」とする。

定株式に係る譲渡所得の金額から控除するものとする」とする。

(個人の市町村民税に関する経過措置)

### 第七条 略

2 6

略

7 日」とあるのは 附則第十八条の六第三十五項から第三十九項までの規定は、 れる旧法附則第三十五条の三第十八項及び第十九項の規定に基づく旧令 力を有する。この場合において、同条第三十七項中「平成十七年四月一 改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとさ 「地方税法等の一部を改正する法律 (平成二十年法律第 なおその効

るのは

該株式等に」とあるのは「一般株式等に」と、

「金額として政令」とあ

同条第三十六項中

当

布の日前」とし、

平成二十二年四月一日以後は、

二十一号)の公布の日」と、

「同年三月三十一日」とあるのは「当該公

因となる株式等の譲渡」

とあるのは

「同項に規定する新法

(以下この項

「法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の基

金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令」

8 条第十二項の規定により適用される場合を含む。 方税法等の 第三十三条の 第十六条の二の十 改正法附則第三条第十二項の規定の適用がある場合における新令附則 部を改正する法律 第 第 項」 項の規定の適用については とあるのは (平成二十年法律第二十一号) 附則第 三十三条の )」とする。 同項の表中

第

項

地

附則

附則

第三

(個人の市町村民税に関する経過措置

2 6 第七条 略 略

7 布の日前」 二十一号)の公布の日」と、 日」とあるのは 力を有する。この場合において、同条第三十七項中 附則第十八条の六第三十五項から第三十九項までの規定は、 れる旧法附則第三十五条の三第十八項及び第十九項の規定に基づく旧令 改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとさ とし、 「地方税法等の一部を改正する法律 平成二十二年四月一日以後は、 「同年三月三十一日」とあるのは 同条第三十六項 「平成十七年四月一 (平成二十年法律第 なおその効 「当該公 单

- 118 -

は、同項第一号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合におい	は、同項第一号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合におい
場合における新令附則第十八条第六項    の規定の適用について	場合における地方税法施行令附則第十八条第五項の規定の適用について
れる旧法附則第三十五条の三第十八項及び第十九項の規定の適用がある	れる旧法附則第三十五条の三第十八項及び第十九項の規定の適用がある
8 改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとさ	8 改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとさ
」とする。	第三十七条の十二の二第九項」とする。
	の十三の二第十項」と、「第三十七条の十二の二第五項」とあるのは「
	第三十八項中「第三十七条の十三の二第七項」とあるのは「第三十七条
第七条第八項、第十一項又は第十二項	第七条第八項(同条第九項において準用する場合を含む。)」と、同条
金法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百五十二号)附則	金法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百五十二号)附則
は第七項」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付	は第七項」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付
「附則第十八条第六項後段又は附則第十八条の三第六項若しく	の」と、「附則第十八条第六項後段又は附則第十八条の三第六項若しく
	株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額
	て所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した上場
	下この項において同じ。)による事業所得、譲渡所得及び雑所得につい
	(新令附則第十八条の二第一項に規定する上場株式等の譲渡をいう。以
	に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる上場株式等の譲渡
	、「金額の」とあるのは「金額又は新法附則第三十五条の二の二第五項
	じ。)」と、「当該株式等の譲渡」とあるのは「一般株式等の譲渡」と
	八条第一項に規定する一般株式等の譲渡をいう。以下この項において同
	後の地方税法施行令(以下この項において「新令」という。)附則第十
	令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第百七十三号)による改正
	株式等に係る譲渡所得等の基因となる一般株式等の譲渡(地方税法施行
	において「新法」という。)附則第三十五条の二第五項に規定する一般

ちに、 業所得の 事業所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに、 あ 所得の金額から控除するものとする」と、 開等特定株式に係る雑所得の金額があるときは、 に係る事業所得の金額又は雑所得の金額のうちに、 係る雑所得の金額から控除するものとする」と、 は、 額をいう。 する法律 て、 る事業所得の に係る雑 附則第三十五条の三第十八項の規定の適用がある株式等の なおその めるのは 項にお 以 とあるのは 下こ まず、 公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑 下この 該 公開等特定株式に係る譲渡所得の金額 金額又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額があるときは 0) 所得の金額 効力を有するものとされる同法第 「控除する。 (平成) 号及び次号に 公開等特定株式に係る譲渡所得の金額及び公開等特定株式に 号及び次号において同じ。 般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は雑所得 以下この号及び第三号において同じ。 金 「公開等特定株式の譲渡」 額 「控除する。 一十年法律第二十一号) 公開等特定株式の この場合において、 (公開等特定株式の譲渡による雑所得の金額をいう) お この場合において、 同じ 譲渡による事業所得の金額をいう があるときは、 という。 附則第八条第一 当該 同項第三号中「控除する」 条の規定による改正 (地方税法等の 公開等特定株式に係る事 当該 当該損失の金額は、 同項第一 般株式等の譲渡に係る による譲渡所得の 又は公開等特定株式 公開等特定株式に係 一項の規定により 般株式等の 当該損失の金額 一号中「控除す 譲渡 の金額のう 部を改 (以下こ 又は 前の法 譲渡 ط ま 公 Ĩ

> 下同じ ちに、 三項第四 令第百五十二 資産等所在市町村交付金法施行令の て、 当 該株式等 公開等特定株式に係る譲渡所得の金額 号に規定する公開等特定株式に係る譲渡所得の 号。 以 下 の譲渡に係る譲渡所得の金額又は雑所 平 成 一十年改正 部を改正する政令 令 という。 地 方税法施行令及び 金額をい 附則第七 (平成二十 得 0 金額 条第十 . う。 · 年 政 国有 の う 以

ず、 る 開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除するものとする」とする。 当該損失の金額は、 業所得の 事業所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに、 あるのは 所得の金額から控除するものとする」と、 開等特定株式に係る雑所得の金額があるときは、 する公開 る事業所得の金額 に係る事業所得の金額又は雑所得の金額のうちに、 係る雑所得の金額から控除するものとする」と、 は、 得 に係る雑 0 とあるのは まず、 金額を 公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑 金 [等特定株式に係る事業所得の 所 「控除する。 いう。 公開等特定株式に係る譲渡所得の金額及び公開等特定株式に 額又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額があるときは 得 0 金額 「控除する。 以下同じ まず、 (平成二十年改正令附則第七条第十三項第 (同項 この場合において、 公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公 第七号に規定する公開等特定株式に係る雑 この場合において、 金額をいう。 があるときは、 当該 同項第 **咚株式等** 公開等特定株式に係る事 同項第一 当該株式等 当該損失の金額 三号中 又は 公開等特定株式に係 以下同じ。 当該損失の 公開等特定 「控除する」と 一号中  $\mathcal{O}$ 譲渡に係る 号に規定 又は 控 は 0) 譲渡 除 金 株 ま 公 所

開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除するものとする」とする。

当該損失の金額は、

まず、

公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公

10  \$16  略	
	は「上場株式等」と読み替えるものとする。
第十項の規定により適用される場合を含む。)」とする。	」とあるのは「附則第十八条の二第五項」と、「一般株式等」とあるの
税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)附則第八条	用について準用する。この場合において、前項中「附則第十八条第五項
三十三条の二第五項」とあるのは、「附則第三十三条の二第五項(地方	適用がある場合における地方税法施行令第十八条の二第五項の規定の適
十六条の二の十一第二項の規定の適用については、同項の表中「附則第	有するものとされる旧法第三十五条の三第十八項及び第十九項の規定の
9 改正法附則第八条第十項の規定の適用がある場合における新令附則第	9 前項の規定は、改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を